

経済産業省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、経済産業省が実施した以下の政策評価である。

経済産業省「平成16年度予算概算要求等に係る事前評価書」における計113施策についての政策評価のうち、「研究開発政策」と整理されている38施策についての評価を除いた計75施策についての政策評価(注)

(注)経済産業省は、基本計画において、同一・類似の目的を有する事業をまとめた「施策」を基本単位として評価を行うこととしている。「平成16年度予算概算要求等に係る事前評価書」には、計113の施策及びそれらに含まれる約900の事業についての事前評価の結果がまとめられており、今回の審査の対象とした75施策には計約550の事業が含まれている。

なお、研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。また、個々の公共事業についての評価についても、別途整理する予定であり、今回の審査の対象から除いている。

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を

把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

経済産業省は、基本計画において、同一・類似の目的を有する事業をまとめた「施策」を基本単位として評価を行うこととしている。この基本計画に基づき作成された「経済産業省政策評価実施要領」(以下「実施要領」という。)により、事前評価においては、企画・立案しようとする施策について、目的、必要性、コスト等を明らかにすることとされている。

具体的には、施策や事業の必要性については、実施要領において、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当性を有していること、政策課題が民間活動のみでは改善できないもの(市場の失敗)であって、かつ、行政が関与することにより改善できるものが存在すること等を明らかにすることにより行うものとされている。個々の評価をみると、政策の特性に応じて、「国民や社会のニーズ」、「より上位の行政目的に照らした妥当性」、「公益性・市場の失敗」、「官民の役割分担」、「国と地方の役割分担」、「民営化・外部委託の有無」、「緊要性の有無」、「他の類似政策」等が示されている。また、政策の実施に要する費用に関する情報として、それぞれの施策や事業に係る予算要求額、減税見込額等を示している。

評価の対象とされた政策をみると、75施策の下にまとめられた約550事業の中には、平成15年度以前から継続して実施されている事業(継続事業)が多数含まれている。経済産業省は、事前評価の対象としたすべての施策について、基本計画の期間中において計画的に事後評価(中間段階の評価を含む。)を実施することとしており、その事後評価において、継続事業を含めたそれぞれの事業の実施によるこれまでの効果の発現状況の検証や、今後得られると見込まれる効果の把握を行うこととしている。

上記を踏まえて、審査の結果の整理に当たっては、平成16年度から新たに実施しようとする事業について行われた事前評価(28施策55事業についての評価)について点検を行った結果を整理した。

個々の政策評価についての審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添政策評価審査表(事前評価関係)参照)。

【審査結果整理表】

整理番号	政策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
			推論	その他		
1	産業活力再生支援・事業再生支援					
	（３）投資事業再生・流動化促進		○		○	○
	（６）事業資金供給手法多様化		○		○	○
2	新事業創出・創業促進施策					
	（３）新産業創出・活性化融資制度		○		○	○
	（７）観光商品モデル事業	（モデル事業）	○		○	
	（８）健康サービス産業創出支援	（モデル事業）	○		○	
3	円滑な産業人材供給のための人材環境整備					
	（１）若年者のためのワンストップセンターの整備	○	○		○	
	（２）-3)-（ ）フランチャイズに関する人材育成基盤整備事業	○	○		○	
	（２）-5)-（ ）環境経営人材育成事業		○		○	
	（２）-5)-（ ）パイオ人材育成事業	○	○		○	
4	産業クラスター計画（地域再生・産業集積計画）の推進					
	（１９）新産業創出コーディネート活動モデル事業	（モデル事業）	○		○	
	（２１）電源地域産業金融活性化事業	（モデル事業）	○			
14	地球環境問題への対策の推進					
	（１）京都メカニズム推進基盤整備事業		○		○	
	（１１）国際エネルギー消費効率化対策等強力普及事業		○		○	
	（１２）国際エネルギー使用合理化基盤整備事業		○		○	
	（１４）情報ネットを活用した環境経営管理支援システム構築事業		○		○	
	（１５）民生部門等の地球温暖化対策実証モデル評価事業	（モデル事業）	○		○	
	（１６）政府調達対応エネルギー効率化製品開発・普及事業	（モデル事業）	○		○	
	（１７）エネルギー使用合理化環境経営人材育成		○		○	
17	伝統的工芸品産業施策					
	（１）伝統的工芸品産業支援補助金		○	比較	○	
20	高効率・低公害車の普及促進					
	（１）革新的次世代低公害車総合技術開発	○	○		○	
21	電子経済産業省の実現					
	（１）電子経済産業省の実現	○	○		○	
22	先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備					
	（１）先導的分野における戦略的情報化推進事業		○		○	
	（２）電子タグの活用による商品トレーサビリティシステムの確立		○		○	

整理番号	政策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
			推論	その他		
23	認証・セキュリティを確実にするための基盤整備					
	（２）ＥＣ技術基盤の相互運用性に関する調査研究事業		○		○	
	（３）ＥＣ技術基盤の相互運用性に関する調査研究事業		○		○	
	（５）情報セキュリティ対策評価認証基盤整備事業		○		○	
	（６）情報セキュリティマネジメント利用促進事業		○		○	
	（７）電子署名・認証制度利用促進事業		○		○	
	（８）不正アクセス行為等対策事業				○	
	（９）電力分野におけるサイバーテロ対策等促進事業		○		○	
25	コンテンツ制作・流通促進支援					
	（２）アジア地域における海賊版対策支援	○	○		○	
28	中心市街地活性化事業の推進					
	（20）中小商業活性化創業等支援事業	○	○		○	
31	非鉄金属の探鉱・開発の促進					
	（６）共同資源開発基礎調査事業		○		○	
41	液化石油ガスの流通合理化等					
	（１）石油ガス利用設備導入促進対策費補助金	○	○	比較	○	
43	省エネ設備・機器の導入支援					
	（22）省エネルギー・新エネルギー対策導入促進事業		○	比較	○	
	（23）エネルギー使用合理化促進役務事業委託費 （モデル事業）		○	比較	○	
47	送配電設備の高度化					
	（１）新電力ネットワークシステム実証研究	○	○		○	
49	電力需給システムの高度化					
	（２）超電導電力ネットワーク制御技術開発	○			○	
	（６）先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業補助金 （モデル事業）		○		○	
	（７）先導的負荷平準化ガス冷房システム導入モデル事業費補助金 （モデル事業）		○		○	
	（８）需要構造分析調査事業		○		○	
	（９）電源利用対策発電システム技術開発費補助金	○	○		○	
51	天然ガス導入促進推進					
	（５）次世代天然ガス高圧貯蔵技術開発	○	○		○	
55	中小企業の国際化に係る情報提供等支援					
	1-5）中小企業海外事業活動実態調査事業	○	○		○	-
	1-6）中小企業国際情報ネットワーク推進事業	○	○		○	-
56	中小企業取引適正化対策					
	（３）役務取引遵法ガイド作成普及事業		○	比較		
58	中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援					
	（13）地域需要開拓支援事業		○		○	

整理番号	政策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
			推論	その他		
	（14）新事業開拓支援事業		○		○	
60 中小企業連携組織対策						
	（6）新連携対策委託費	○ （モデル事業）	○		○	
63 小規模企業支援						
	（3）JAPANブランド育成支援事業	（モデル事業）	○		○	
64 中小企業への資金供給の円滑化						
	（4）中小企業金融公庫出資金		○	比較	○	
105 開発調査協力						
	（4）先導的貿易投資環境整備実証事業		○		○	
111 投資振興施策						
	（2）三角組織再編に係る課税繰り延べ特例措置の創設		○		○	
112 工業標準の整備						
	（6）開発成果標準型フォローアップ研究事業		○		○	
113 知的基盤の整備						
	（7）人間特性基盤整備事業		○		○	
合 計（28 施策 55 事業）		○ = 17 = 38			○ = 52 = 3	= 2 ○ = 3 = 48 - = 2
〔 75 施策約 550 事業のうち、平成 16 年度から新たに実施しようとするものについて整理している。〕						
総括記述	（得ようとする効果の明確性について） 経済産業省は、事前評価の対象とした施策に含まれる事業について、「目的と照らして、具体的にいつまでにいかなる事業をどの程度実施し、どの水準の成果を達成する意図か、また、それはいかなる指標により計測するのか」を明らかにすることとしている（実施要領 4 - （1） - ア - 4）参照）。 具体の評価をみると、平成 16 年度から新たに実施しようとする上記 55 事業についての評価のうち、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されているものは 17 事業についての評価であり、具体的な目標値を設定する等により得ようとする効果を明確にしている。残りの 38 事業についての評価においては、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、その状態が必ずしも特定されていない。					
	得ようとする効果が実際にどの程度得られたのかを事後に検証・評価する場合、事前評価の際に、得ようとする効果がどの程度発現したことをもって、所期の効果が得られたとするのかをあらかじめ明らかにしておくことが重要である。測定可能な目標が設定されることにより、得ようとする効果が明確に示されることとなるので、今後とも実施要領にのった評価の取組の進展が期待される。					
	（効果の達成見込みの検証方法について） 経済産業省は、政策（事業）の有効性の検証に当たって、他の方法による代替可能性を検討する等により、当該事業の手段としての適正性を説明している（例：事業者の支援措置として、補助金の交付が有効なのか、政策金融や税制措置を講じることが有効なのかの					

総括記述	考察等)。 また、過去に実施された同種類別の事業により得られた効果や実績を基に、効果の達成見込みについて説明しているもの(「比較」に該当するもの)もあるが、今後見込まれる効果について論理的な推論による定性的な説明にとどまっているものが多くみられる。 なお、55 事業についての評価の中には、まず部分的・局地的に事業を実施してその効果を検証し、それを基にして全体的・全国的な事業実施を検討していくというもの(モデル事業)がみられる。このような取組は、見込まれる効果の把握など有効性の観点からの事前の検証が必ずしも十分ではない場合に、事業の試行的な実施により効果に関するデータ・知見を得ることができるので、以後同種類別の事業を実施する際に活用が期待されるとともに、事業の実施による予期せぬリスクを回避する上でも有効な方法といえる。 また、評価の対象とされた政策(事業)の中には、現状分析等のために実施する調査事業についての評価が多くみられるが、こうした調査事業の実施により得られた調査結果・データ等は、今後、新たに実施しようとする政策について評価する際に、実証的な検証材料として活用されることが期待される。 (効果の把握の方法の特定性について) 経済産業省は、事前評価に当たって、事業の実施により達成すべき目標の水準及びそれを計測するための指標を設定することとしている(実施要領4-(1)-ア-4)参照)。 実際の評価をみると、それぞれの事業について、効果を計測するための指標を設定する等により効果の把握の方法が特定されているものが多くみられたが、指標が設定されていないなど把握の方法が特定されていないものもわずかにみられる。同省の実施要領で定められているように、達成すべき目標の水準及びそれを計測するための指標を設定すること等により、効果をどのように把握するのかが明らかになるので、実施要領にのっとった評価の取組の進展が期待される。 (効率性に関する情報について) 経済産業省は、評価書において、事業ごとに効率性の検証について記載する欄を設けている。具体的評価をみると、事業の実施による作業の円滑化、効率化等について定性的に説明しているものが多く、当該事業の実施による効果が費用(コスト)に見合ったものとなるのか等費用と効果との関係について定量的な分析が行われているものはほとんどみられない。 そうした中で、「フランチャイズに関する人材育成基盤整備事業」(「円滑な産業人材供給のための人材環境整備」施策に含まれているもの)についての評価では、当該事業の実施により、仮にフランチャイズの市場規模が現状の1.5倍に拡大した場合、約5兆円の経済効果があるとしている。「役務取引適法ガイド作成普及事業」(「中小企業取引適正化対策」施策に含まれているもの)についての評価では、過去に実施した事業により得られた効果を基に、本事業の実施により、関係法令の周知を実施することで、約1,000事業者分の不公正取引の違反容疑を減少させ、不公正取引額を約10億円程度減少させることが可能としている。 また、財政投融资等を原資とした低利融資等についての評価では、政府系金融機関の知見や審査実務の実績を基に、貸し倒れリスクが回避されることを説明している。このような説明を行う場合には、必要に応じて、リスク回避についてのデータ等をより明らかにしていくことが望ましい。 得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかの定量的な分析は、事前評価においては特に難しい面があるとしても、例えば、必要な効果がより少ない費用等で得られないか、同一の費用等でより大きな効果が得られないか、との分析を行うこと等により、費用と効果の関係を客観的に明らかにしていく取組が望まれる。
-------------	---

- (注) 1 「整理番号」欄における番号は、経済産業省「平成 16 年度予算概算要求等に係る事前評価書」に記載された施策ごとの番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- なお、政策を部分的・局地的に実施してその効果を検証し、それを基に全体的・全国的な事業実施を検討していくというもの（いわゆるモデル事業に該当するもの）については「(モデル事業)」と記載している。
- 3 「効果の達成見込みに関する根拠の分類」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（推論欄には「○」）を記入している（複数もあり得る。）
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- <その他の検証方法（例示）>
- 「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
- 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 4 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「」を記入している。
- 5 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された「平成16年度予算概算要求等に係る事前評価書」（研究開発を対象とした評価及び個々の公共事業についての評価を除く。）を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号（「平成16 F Y 予算要求に係る政策・施策一覧」）を基に番号を記入した。
「政策（施策及び施策に含まれる手段たる事業）」欄		評価の対象とされた施策の名称及び目的並びに施策に含まれる手段たる事業の名称（平成16年度から新たに実施しようとする事業についてはその概要を含む。）を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理し、記入した。
	「分類」欄	「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。 <その他の検証方法（例示）> 「比較」 過去の同種類類似の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの

政策評価審査表（経済産業省事前評価関係）

整理 番号	政 策 （施策及び施策に含まれる手段たる事業）	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
1	産業活力再生支援・事業再生支援（「平成15年度予算概算要求等に係る事前評価書」における「事業再構築支援」を名称変更し、含まれる事業についても名称等を変更） 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 我が国産業の活力の再生を図るため、個々の事業者が行う事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、事業革新設備導入への取組の円滑化					
	（１）産業活力再生支援（政策金融）	継続事業（「事業再構築支援」から名称変更）				
	（２）産業活力再生支援（税制）	継続事業（「事業再構築支援」から名称変更）				
	（３）投資事業再生・流動化促進（政策金融） 民間投資家等が未公開企業の株式を買い取り、当該企業に対して適切な経営・技術に係る支援を行い事業再生・経営改善を促す事業について、必要な資金を出資	○非上場企業株式の流通市場の呼び水効果 ○事業提携・技術提携や事業統合等による事業・産業の再編の促進 ○事業会社や金融機関の保有資産のリストラ	○欧米に比し株式市場の成熟化が遅れている日本においては、未公開株式の流通市場が未発達であり、流通市場の形成のためには、総合政策金融機関として幅広い分野の知見を有し、ファンドマネージャーを審査する経験も有している日本政策投資銀行が民間投資の呼び水としてリスクマネーを供給することが有効	推論	○投資後の各ファンドの状況について聴取するとともに、未公開株式市場に係る実態調査を行い、以下の指標等を用いて効果を把握 ・投資事業再生等の達成状況 未公開企業の円滑な成長・発展過程について検証 ・未公開株式の流通状況（出資件数・金額等）	【必要性】 ・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）
	（４）事業再生支援（政策金融）	継続事業（「事業再生融資制度」から名称変更）				
	（５）事業構造改革促進（政策金融）	継続事業				
	（６）事業資金供給手法多様化（政策金融） 多様な資金供給手法への民間金融機関の取組を支援するため、日本政策投資銀行のリスクテイク能力やノウハウを活用した支援	○民間金融機関における多様な資金供給手法への取組の促進	○金融主体の与信力拡大や資金供給手法の多様化を支援するには、政策金融のリスクテイク能力やノウハウを活用することが、金融市場との調和を図る上で有効 また、日本政策投資銀行はプロジェクトファイナンスや知的財産担保融資等の新手法・新分野において先駆的役割を果たしてきた実績があり、同行の活用が実効性の観点からも有効	推論	○日本政策投資銀行における利用実績の検証や民間金融機関に係る調査を基に、以下の指標等を用いて効果を把握 ・本制度の活用事業者数 ・融資総額	【必要性】 ・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）
	（７）金融・資本市場活性化（政策金融）	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
2	新事業創出・創業促進施策 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 政策金融、税制を通じた「資金調達」、技術・人材等の地域資源発掘等を通じた「経営資源の有効活用などの環境整備」、起業家精神の滋養等を通じた「人材確保・育成」など、創業促進のための施策を総合的に実施					
	(1) 新事業創出促進事業 (政策金融)	継続事業				
	(2) エンジェル税制 (税制)	継続事業				
	(3) 新産業創出・活性化融資制度 (政策金融) 新製品・新商品の開発あるいは新たな役務を提供する事業に対して融資を行う「新規事業育成融資」と、高度かつ独自の技術により市場において独自の地位を確立している企業に対して融資を行う「技術指向型企業振興融資」とを統合し、企業の成長段階に応じた支援を実施	○ベンチャー企業、中堅企業 (技術指向型) の取組に対して、かかる創業、創造的な技術開発等の促進	○民間金融機関の融資の対象になりにくいベンチャー企業、中堅企業 (技術指向型) の資金調達を補完するためには、政府系金融機関からの資金提供支援が有効 また、日本政策投資銀行は、技術性・収益性等に関する審査能力を有するとともに知的財産権担保融資等の新手法・新分野においても先駆的役割を果たしてきた能力・実績があり、同行の活用が実効性の観点からも有効	推論	○日本政策投資銀行が行う現地実査及び資金使途の確認の結果を基に、以下の指標等を用いて効果を把握 ・融資利用実績額 ・知的財産権担保融資実績額	-
	(4) 新創業融資制度 (政策金融)	継続事業				
	(5) 地域新事業創出支援事業 (補助)	継続事業 (「地域新産業創出総合支援事業」から名称変更)				
	(6) 大学連携型起業家育成施設整備事業 (補助)	継続事業				
	(7) 観光商品モデル事業 (委託) 魅力ある観光資源を有する地域がその文化・特性を活かした観光商品の企画を可能にするため、委託調査により観光商品の先行的なモデルケースを選定し、それらを全国に紹介し、各地域が活用することで観光産業の活性化を支援 【16年度予算要求額】19,989千円	○本事業は、観光産業の活性化 (我が国の観光商品数の増加や観光地域の観光商品の企画能力の向上) に資するものとして、モデル事業として実施	○観光商品の先行的モデルケースを選定して紹介することにより、各地域において活用されることが期待される。また、観光商品の企画能力向上による観光産業の発展により、新たな雇用創出、新規事業育成が期待される。 (本事業終了後に事後の検証を行うことにより、実際に得られた効果を把握し、その知見を今後の事業展開に活用)	推論	○観光商品数の増加の状況を把握することにより効果を確認	-
	(8) 健康サービス産業創出支援 (委託) 健康サービス提供体制構築の取組を進めている地域の中から全国の先例となる取組を発掘し、先駆モデル事業として体制構築支援を実施し、ノウハウを蓄積及び全国へ普及・啓発 【16年度予算要求額】 3,000,000千円	○本事業は、市場競争の活性化や市場の拡大・雇用拡大等に資するものとして、モデル事業として実施	○新たな健康サービス提供体制の構築について、その先例となる取組を先駆モデル事業として支援し、成果の全国への普及・啓発を行うことにより、先進的な健康サービス提供体制の全国的な構築が進む。 (本事業終了後に事後の検証を行うことにより、実際に得られた効果を把握し、その知見を今後の事業展開に活用)	推論	・採択件数 ○活動事例 ○利用者の評価 (聞き取り調査、アンケート調査等を実施)	-
	(9) 市民活動の活性化などによる地域雇用創出プログラム (委託)	継続事業				
	(10) 起業家教育促進事業 (委託)	継続事業				
	(11) 起業家輩出支援事業 (補助)	継続事業				
	(12) 創業人材育成事業 (創業塾) (補助)	継続事業				
	(13) 創業意識喚起活動事業 (委託)	継続事業				
	(14) 中小ITベンチャー支援事業 (委託)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
3	円滑な産業人材供給のための人材環境整備 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 企業の人材ニーズを把握・分析し、市場ニーズに応じた人材分野別の標準的な人材育成プログラムの整備を図ることにより、企業や教育現場における高度専門人材を育成する環境を整備					
	(1) 若年者のためのワンストップセンターの整備 (委託) 若年者対策のために、雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを、地域の主体的な取組として全国的に設置 特に、10程度のモデル地域において、地域の経済団体等を総動員した求人ニーズの掘り起こしを組み合わせ、カウンセリングからインターンシップ、研修等まで一貫したサービスを提供 【16年度予算要求額】600,000千円	○当面3年間で、若年地域産業人材を育成するとの観点から、地域産業のニーズを踏まえて、若年者の就業を促進 (若年失業者等の増加傾向を転換)	○若年者に対し、地域産業のニーズに合った就業に関するワンストップサービスを、民間のノウハウを活用することにより提供 事業の推進に当たっては、成果に応じた報酬等のインセンティブ制度に基づく民間委託を活用	推論	○センターの利用状況、アンケート調査等を基に、以下の指標等を用いて効果を把握 ・若年者の失業率 ・就職率 ・利用者満足度 ・研修修了者数	-
	(2) 高度専門人材の育成					
	1)基盤整備に関する調査					
	() 人材ニーズ調査 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「創業・起業促進型人材育成システム開発等事業」)				
	2)事業再生に資する人材育成					
	() 事業再生人材育成プログラム導入促進事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正)				
	3)起業・創業に資する人材育成					
	() ベンチャーキャピタリスト人材育成システム開発事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「ベンチャーキャピタリスト人材能力開発プログラム開発・実証事業」)				
	() フランチャイズに関する人材育成基盤等整備事業 (委託) ・教育プログラム策定事業 フランチャイズに関する専門知識を持った人材を体系的に養成するための教育プログラムを策定し、普及のための実証実験を行う。 ・第三者評価手法開発事業 民間における多様な評価主体による第三者評価を推進すべく、評価手法の開発や評価情報の基盤整備を行う。 【16年度予算要求額】150,000千円	○フランチャイズ加盟者数の増加、市場規模の拡大 【目標値】市場規模を現状の1.5倍に拡大	○フランチャイズは専門性の高い特殊なビジネスモデルであるが、その業種・業態が多岐にわたり、関係する研究分野も多いことから、体系的な教育プログラムや第三者評価が存在しないため、国がその基盤を整備し、民間における実施を支援することは、フランチャイズの市場規模の拡大に資する。	推論	○事業終了以降、関係機関等からヒアリングを実施するとともに、以下の指標等を用いて効果を把握 ・教育機関等におけるフランチャイズの専門講座の数 ・第三者評価事業の数 ・フランチャイズ店舗数 ・フランチャイズ産業の市場規模 (兆円)	【効率性】 ・フランチャイズの市場規模が1.5倍になった場合、約5兆円の経済効果
	() 新事業育成専門家養成等研修事業 (補助)	継続事業 (「産業クラスター計画 (地域再生・産業集積計画) の推進」 施策から移動)				
	4)企業経営高度化に資する人材育成					
	() 地域金融・財務人材活性化事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「地域金融人材育成システム開発事業」)				
	() プロジェクト・プログラムマネジメント人材育成プログラム高度化事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「プロジェクト・プログラムマネジメント人材育成プログラム開発事業」)				
	() 技術経営陣材育成プログラム導入促進事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「起業家育成プログラム等導入促進事業」)				
	5)重点成長分野に資する人材育成					
	() ITスキル標準対応型教育訓練支援事業 (委託)	継続事業 (平成14年度補正「高度IT創業人材育成システム開発事業」)				
	() 環境経営人材育成事業 (委託) 企業経営幹部候補者、環境管理部門長、個別環境分野スペシャリスト等の各段階に応じた人材に求められる能力に必要なスキル標準の策定、カリキュラム等システム開発など人材育成事業を展開 【16年度予算要求額】1,000,000千円	○企業等が求める環境と経済活動や経営等の知識を持つ人材の輩出	○環境が企業競争力や新規市場創出の重要な要素となる中で、企業経営と環境との関係の変化に対応するためには、求められるニーズに対応した人材の体系的な育成が急務 本事業により人材に求められるニーズに対応したスキル標準が示される等により、企業に対し夢を失いつつある若年層にとって、企業活動における社会的意味づけを明確化することが可能	推論	○以下の指標等を用いて効果を把握するとともに、産業構造審議会等においてカリキュラムの内容を精査 ・カリキュラムを利用した企業等の数 ・本事業により育成された人材の人数 ・カリキュラム等の開発数	-

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)		得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
		() バイオ人材育成事業(委託) 最先端の技術領域であるバイオ分野において、人材供給の抜本的充実を図るため、スキルスタンダード及び育成カリキュラムを構築 【16年度予算要求額】1,000,000千円	○バイオ分野に精通した支援人材の育成 ○スキルスタンダード及び育成カリキュラムの構築 【目標値】2010年において、バイオベンチャー創出1000社の実現	○バイオベンチャーに対する資金提供や事業課推進などのサポートは、支援機関の人材不足ベンチャー内の技術人材の不足が懸念されている。 本事業により開発されるスキルスタンダードを用いることにより、様々な人材育成機関がバイオ人材育成事業へ参入することが予想され、これの育成機関を通じて、バイオ支援人材や技術人材の供給状況の改善が期待され、当該人材の育成強化に有効	推論	○受講生やバイオベンチャー等を対象にアンケートやヒアリング調査を実施するとともに、以下の指標等を用いて効果を把握(学識経験者等で構成される評価委員会を設置し、事業に対する評価を行う。) ・養成人数 ・受講生による評価(アンケート) ・開発されたスキルスタンダード、カリキュラム数 ・バイオの人材育成を行う機関数 ・バイオベンチャー創出社数	-
		() クリエイター人材育成支援事業(委託)	継続事業(平成14年度補正「バイオ人材育成システム開発事業」)				
		() コンテンツ・プロデュース機能の基盤強化に関する調査研究(委託)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
4	産業クラスター計画（地域再生・産業集積計画）の推進 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び19年度 今後の成長産業となりうる新事業を創出するため、産学官の広域的な人材ネットワークの形成と支援策の総合的、効果的な投入により、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）の形成を図る。					
	(1) 地域新生コンソーシアム研究開発事業（委託）	継続事業				
	(2) インクジェット法による回路基板製造プロジェクト（補助）	継続事業				
	(3) カーボンナノファイバー複合材料プロジェクト（補助）	継続事業				
	(4) 新規産業創造技術開発費補助事業（補助）	継続事業				
	(5) 創造技術研究開発事業（補助）	継続事業				
	(6) 課題対応技術革新促進事業（補助）	継続事業				
	(7) I T活用型経営革新モデル事業（補助）	継続事業				
	(8) 大学連携型起業家育成施設整備事業（補助）	継続事業				
	(9) 新事業支援施設整備費補助金（補助）	継続事業（「ビジネス・インキュベータ施設等整備費補助金」から名称変更）				
	(10) 新事業創出型賃貸事業施設整備事業（産投出資）	継続事業				
	(11) 地域再生産業集積対策事業費補助金（補助）	継続事業				
	(12) 電源地域産業集積活性化対策事業費補助金（補助）	継続事業				
	(13) 新事業創出支援用地整備事業（公団財投）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				
	(14) 起業家支援施設整備事業（政策金融）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				
	(15) 新事業育成専門家養成等研修事業（補助）	継続事業				
	(16) 広域的新事業支援ネットワーク等補助金（補助）	継続事業				
	(17) 地域新事業創出支援事業（補助）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				
	(18) 戦略的情報化投資活性化支援事業（委託）	継続事業				
	(19) 新産業創出コーディネート活動モデル事業 中小企業に深く入り込んだ専門的活動を行うことが可能なコーディネート機関等の活動を支援（約40の機関に対して経費の一部を補助）し、先駆的なコーディネート活動を調査・分析 【16年度予算要求額】270,001千円	○より効果的なコーディネート活動により、新商品の開発や、既に開発している商品をマーケットに送り出すなどの中小企業のビジネスチャンスの拡大を目指すものとして、モデル事業として実施	○我が国のコーディネート活動はボランティアベースの活動が中心であり、収支が安定していないところが多い現状にあり、金融、税制等の支援措置を講じても積極的な活用が期待できないので、コーディネート機関等の活動に要する経費の一部を補助することによる本事業の実施が、コーディネート活動の支援としてより効果的である。	推論	○新たに開発された財・サービス等について、ヒアリングやサンプル調査を行い、以下の指標等を用いて効果を把握 ・コーディネート機関数 ・利用中小企業の売上高、付加価値額 ・成功事例の検証 ・利用中小企業の評価（ヒアリング）	-
	(20) 地域金融人材育成事業（委託）	継続事業（再掲：「円滑な産業人材供給のための人材環境整備」施策の中の「地域金融・財務人材活性化事業」）				
	(21) 電源地域産業集積活性化対策事業（委託） 産業金融人材育成プログラムについて、より電源地域の実際に適合したものになるよう、電源地域三か所において、実証モデル事業を行う（プログラムの開発、その活用に関するセミナー事業の開催等の実施）。 【16年度予算要求額】30,000千円	○地域の産業金融を担う人材の育成を通じ、電源地域の産業金融の円滑化を図るものとして、モデル事業として実施	○電源地域の中小企業においては、事業の継続・拡大のための戦略の立案や事業計画の策定等が不十分な状況であり、地域金融機関等においても、適切にアドバイス・支援できる知識・ノウハウが不足している状態したがって、電源地域の中小企業等における財務担当者や、財務管理サービスを提供する事業者が本事業によるセミナー等を受講したり、本事業によりカスタマイズされた産業人材育成プログラムを活用することを通じ、適正な財務管理や戦略的な事業計画の作成等が可能となる。	推論	○セミナー参加者に対してアンケート調査を実施することにより、セミナー参加者の満足度を把握	-
	(22) 地域産業立地促進事業（政策金融）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				
	(23) 新産業地域活性化資金（政策金融）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				
	(24) 新事業創出促進法関連税制（税制）	継続事業（「地域新事業創出の総合的支援体制の整備」施策から移動）				

整理 番号	政 策 （施策及び施策に含まれる手段たる事業）	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠			
5	地域産業集積活性化対策の推進 【事後評価の実施予定時期】平成18年度 経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）に基づき、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積（特定産業集積）の有する機能を活用しつつ、新たな産業インフラの整備や研究開発環境の高度化等を図ることにより、地域産業集積の活性化を促す。					
	（1）新事業支援施設整備費補助金（補助）		継続事業			
	（2）地域再生産業集積対策事業費補助金（補助）		継続事業			
	（3）電源地域産業集積活性化対策事業費補助金（補助）		継続事業			
	（4）地域産業集積創造基盤施設整備事業（補助）		継続事業			
	（5）地域産業集積中小企業等活性化事業（補助）		継続事業			
	（6）試作開発型事業促進施設整備事業（産投出資）		継続事業			
	（7）産業集積活性化事業用地整備事業（公団財投）		継続事業			
	（8）地域産業集積活性化（政策金融）		継続事業			
	（9）地域産業集積活性化資金		継続事業			
6	一極集中是正 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 首都機能や企業等の中枢管理機能（本社機能）等の諸機能の「東京圏、東京都区部の一極集中を是正し、「生産、流通、消費を支える機能」、「自然環境を保全、回復する機能」、「新しい文化と生活様式を創造する機能」等を兼ね備えた多様性のある地域づくりを促進					
	・大阪湾臨海地域					
	（1）大阪湾臨海地域中核的施設整備事業（政策金融）		継続事業			
	（2）新産業地域活性化資金（政策金融）		継続事業			
	（3）大阪湾臨海地域開発整備法関連（税制）		継続事業			
	・振興拠点地域、業務核都市（多極分散型国土形成促進法）					
	（4）業務核都市整備事業（政策金融）		継続事業（「振興拠点地域開発整備事業」から名称変更）			
	（5）多極分散型国土形成促進法関連（税制）		継続事業			
	・地方拠点都市地域（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）					
	（6）地方拠点都市地域整備事業（政策金融）		継続事業			
（7）地方拠点法関連（税制）		継続事業				
（8）産業業務施設再配置促進事業（公団財投）		継続事業				
7	産業再配置 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び17年度 国土の均衡ある発展を図るため、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）に規定する工業の集積の程度が著しく高い「移転促進地域」から、工業の集積の程度が低い「誘導地域」への工業移転等を促進し、地域間の工業集積度の格差を是正する。					
	（1）産業再配置促進環境整備費補助金（補助）		継続事業			
	（2）産業再配置促進事業環境整備費補助金（補助）		継続事業			
	（3）産業再配置促進施設整備費補助金（補助）		継続事業			
	（4）電源地域産業再配置促進費補助金（補助）		継続事業			
	（5）工業団地造成利子補給金		継続事業			
	（6）電源地域工業団地造成利子補給金		継続事業			
	（7）地域経済産業活性化補給金		継続事業（「地域振興整備公団補給金」から名称変更）			
	（8）中核工業団地造成事業（財投）		継続事業			
	（9）地域振興整備公団関連（税制）		継続事業			
	（10）地域産業立地促進事業		継続事業			
	（11）団地資金（財投）		継続事業			
	（12）地域産業振興資金＜農工法関連＞（財投）		継続事業			
	（13）農村地域工業等導入促進法関連（税制）		継続事業			
	（14）地域産業振興資金＜過疎法関連＞（財投）		継続事業			
	（15）工場立地法関連（税制）		継続事業			

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
8	阪神・淡路産業復興支援 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 被災地域が中長期的な発展を続けることのできる状況の実現を目指す。					
	(1) 阪神・淡路産業復興支援事業（補助）	継続事業				
	(2) 阪神・淡路大震災関連（税制）	継続事業				
9	大規模工業基地活性化 【事後評価の実施予定時期】平成18年度 国又は地方公共団体の計画に基づき、開発が進められている大規模工業基地について、引き続き開発計画実現に向けて同基地への企業立地を促進					
	(1) 大規模基地活性化（政策金融）	継続事業				
	(2) 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金	継続事業				
10	P F I 事業の推進 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等（廃棄物発電施設、リサイクル施設、消費者サービス施設等）の建設、維持管理及び運営等の促進を図ることにより、低廉かつ良質な公共サービスを行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に従い、社会資本を整備					
	(1) 民間資金活用型社会資本整備（政策金融）	継続事業				
11	民間能力の活用による産業インフラの整備 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び18年度 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号）に基づく施設整備により、新たな事業活動を促進し、地域経済を活性化させる。					
	(1) 民間能力活用特定施設緊急整備費（補助）	継続事業				
	(2) 民活法特定施設整備事業（政策金融）	継続事業				
	(3) 民活法特定施設整備事業（税制）	継続事業				
12	リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び23年度 循環型社会構築に向けて、事業者や国民の取組を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用、原材料としての再利用による循環型社会の構築に資する調査を実施する体制を整備					
	(1) 循環ネットワーク整備事業（委託）	継続事業				
	(2) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業（委託）	継続事業				
	(3) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業（補助）	継続事業				
	(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業	継続事業				
	(5) 循環型製品・システム市場化開発調査（委託）	継続事業				
	(6) 特定家庭用機器等再商品化関係事業（委託）	継続事業				
13	リサイクル関連施設・設備の整備 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び23年度 廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、原料等としての再利用による循環型経済社会の構築に資する、事業者のリサイクル関連施設・設備の導入を促す支援体制の整備を図る。					
	(1) エコタウン補助事業（補助）	継続事業				
	(2) 再商品化設備等の特別償却制度及び課税の特例措置（税制）	継続事業				
	(3) リデュース・リユース・リサイクル事業、適正な廃棄物処理を行うための施設設備（政策金融）	継続事業				
	(4) リユース・リサイクル品普及促進事業（政策金融）	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
14	地球環境問題への対策の推進 【事後評価の実施予定時期】平成15年度、20年度及び25年度 温室効果ガス全体（ＣＯ２、メタン、一酸化二窒素、ＨＦＣ、ＰＨＣ、六フッ化硫黄、非エネルギー起源ＣＯ２等）の削減を目的とし、エネルギー対策、革新的技術開発等と相まって、京都議定書における温室効果ガス削減目標の達成を図り、地球温暖化の防止を図る。					
	(１) 京都メカニズム推進基盤整備事業（委託） 民間事業者等による京都メカニズム活用のために必要な国内外におけるインフラ整備を進めるため、以下の取組を実施 1)京都メカニズム関連技術普及等事業 普及事業 調査事業 2)京都メカニズム国内対策構築事業 排出量取引等の登録簿システムの開発・調査 クリーン開発メカニズム運営組織等整備事業 排出削減量取引市場設計事業 【16年度予算要求額】1,294,423千円	○途上国政府関係者に対し、京都メカニズムに関する知識・能力の普及 ○新たな国際的枠組みを主導するための国際連携 2)は、平成15年度以前から継続して実施されている事業であり、上記は新たな取組である1)の事業により得ようとする効果	○本事業は、京都議定書の批准により用意すべき国内措置を講じるための温暖化対策に必要な制度設計を目的とするものであり、関連技術の普及事業及び調査事業の実施により所期の効果が見込まれる。	推論	○事業報告により、政府承認体制等が整備された途上国等の数、途上国等において承認されたＣＤＭ／ＪＩ案件の数、開催した国際的シンポジウムの回数等を把握	-
	(２) ＣＯ２削減等地球環境産業技術研究開発事業（補助）	継続事業				
	(３) 産業公害防止産業技術開発費補助事業（補助）	継続事業				
	(４) 温室効果ガス削減普及支援事業（委託）	継続事業				
	(５) 地域地球温暖化防止支援事業費（補助）	継続事業				
	(６) 環境配慮型経営新技術開発（委託）	継続事業				
	(７) 海外地球温暖化防止支援技術開発（補助）	継続事業				
	(８) 国際エネルギー消費効率化等強力支援事業（補助）	継続事業				
	(９) エネルギー使用合理化等取引市場設計関連調査委託費	継続事業				
	(10) エネルギー使用合理化支援事業（補助）	継続事業				
	(11) 国際エネルギー消費効率化対策等協力普及事業（委託） ＣＤＭ／ＪＩ事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発等を行うとともに、ＣＤＭ／ＪＩ事業の案件発掘等を行う。 【16年度予算要求額】199,999千円	○途上国等における京都メカニズム活用体制の整備（ＣＤＭ／ＪＩ事業の案件の発掘）	○途上国等における京都メカニズムの活用に関する体制の構築を促進することにより、ＣＤＭ／ＪＩ事業の実施に係るコストの低減が見込まれ、当該国におけるＣＤＭ／ＪＩ事業が数多く具体化することとなるので、京都議定書の約束の達成に資する。	推論	○事業実施件数及び当該国における体制整備の状況を把握し、審議会等において内容を精査	-
	(12) 国際エネルギー使用合理化基盤整備事業（委託） アジアを中心とした途上諸国に対して、エネルギーの有効利用の促進や地球温暖化問題を中心とした環境対策の策定・実施に資するため、京都メカニズムのより実効的な活用に向けた手法検討のための調査等を行う。 【16年度予算要求額】199,999千円	○アジア諸国の政府機関及び大学機関との共同研究の進展	○京都メカニズムのより実効的な活用手法を検討することは、温室効果ガスの排出削減効率を更に高めることに資する。	推論	○共同研究論文の本数等を把握し、審議会等の場において内容を精査	-
	(13) 京都メカニズム活用事業促進（政策金融）	継続事業				
(14) 情報ネットを活用した環境経営管理支援システム構築事業 環境負荷を与える重点管理項目や事業活動に係る法規則の調査・整理のため、ＥＭＳ標準プランを作成 【16年度予算要求額】200,000千円	○適切なエネルギー管理の実施（二酸化炭素排出量の削減への寄与）	○業種ごとの標準プランを作成することにより、認証取得に係る費用及び期間を削減することができるので、中小企業等の認証取得の増加が見込まれる。認証取得により、適切な環境管理が実施されることとなるので、二酸化炭素排出量の削減に寄与する。	推論	○標準プランの作成数及び認証取得数を把握し、審議会等において内容を精査	-	

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
	(15) 民生部門等の地球温暖化対策実証モデル評価事業 エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門において、事業者、地方公共団体、国民等が行う普及効果の高い先進的な温暖化防止モデル事業に対して補助を行う。 【16年度予算要求額】1,002,000千円	○適切なエネルギー管理の実施（温室効果ガス排出量の削減）の有効な立案に寄与するものとして、モデル事業として実施	○民生・運輸部門における温暖化対策については、決定的な方策がない状態 本事業の実施により施策メニューの削減ポテンシャル調査を行うことにより、今後の当該部門の対策を打ち出すことが可能となる。	推論	○モデル事業による温室効果ガスの削減量を把握し、温暖化対策における有効な立案となり得る事業を検討 また、モデル事業の実施による調査について、審議会等において内容を精査	-
	(16) 政府調達対応エネルギー効率化製品開発・普及事業 政府が現在行っているグリーン購入の基準を、技術革新を促すような高い水準に設定し、当該基準を満たすべく製品開発を進める民間事業者を支援する。 【16年度予算要求額】299,998千円	○産業、民生、運輸各部門のエネルギー効率の向上とエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制に資するものとして、モデル事業として実施	○従前以上のエネルギー使用合理化基準を達成し、環境配慮の進んだ製品を開発するためには、政府による開発補助やグリーン購入といった施策ツールの活用が有効	推論	○実際に政府によるグリーン購入の基準を満たすまでに技術開発の進んだ製品の品目数を把握し、審議会等において内容を精査	-
	(17) エネルギー使用合理化環境経営人材育成 エネルギー使用合理化をはじめとする、環境に配慮した経営体制整備に資する人材の育成のため、企業経営幹部候補者、環境分野スペシャリスト、大学教育等の各段階に応じた人材に求められる能力に必要なスキル標準の策定、カリキュラム等システム開発などの事業を展開する。 【16年度予算要求額】99,997千円	○エネルギー・環境分野における人材の育成（エネルギー環境配慮型の経営体制を行う社会的基盤の整備）	○人材育成のためのカリキュラムの作成等を国が行うことにより、エネルギー需給に対するセキュリティの確保に必要な人材の輩出が見込まれる。	推論	○カリキュラムの作成数を把握し、審議会等において内容を精査	-
15	環境負荷物質対策 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 環境負荷物質について、無害化等の技術開発、排出等の実態調査、事業者に対する啓発普及、公害防止用設備等に係る助成措置などの対策を講じる。					
	(1) 環境負荷物質対策調査（委託）	継続事業（「ダイオキシン類対策技術等啓蒙普及調査」と併合）				
	(2) 生物の持つ機能を利用した環境中化学物質の高感度検出・計測技術の開発	継続事業				
	(3) リデュース・リユース・リサイクル事業、適正な廃棄物処理を行うための施設整備（財投）	継続事業				
	(4) 産業公害防止資金（財投）	継続事業				
	(5) 自動車NOx・PM法関連環境対策資金（財投）	継続事業				
	(6) 公害防止用設備の特別償却制度及び課税の特例措置（税制）	継続事業				
	(7) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例措置（税制）	継続事業				
	(8) 有害廃棄物等汚染土壌修復技術実用化開発（補助）	継続事業				
	(9) 産業公害防止技術開発費補助事業（補助）	継続事業（「地球環境問題への対策の推進」施策から移動）				
16	繊維産業政策 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び20年度 繊維製品の輸入急増等により極めて厳しい状況にある繊維産業の実態を踏まえつつ、繊維ビジョンに示された、消費者とともに価値を創造する仕組みの構築等民間活力を主体とした「5つの改革」の実行を支援するため、一般施策の活用を図りつつ、必要とされる繊維施策を展開					
	(1) 繊維産業情報化導入支援事業（補助）	継続事業				
	(2) 繊維中小事業者人材育成支援事業（補助）	継続事業				
	(3) 特定繊維製品新需要開発・発展事業（補助）	継続事業				
	(4) 繊維製造関連技術開発（補助）					
	a．高機能ファイバー創成ナノ加工技術開発	継続事業				
	b．超臨界二酸化炭素テキスタイル加工技術開発	継続事業				
	c．光干渉繊維の用途開発事業	継続事業				
	d．密閉処理浴中の薬剤反応・吸着の定量化装置の開発	継続事業				
	e．電気分解と膜処理による染色排水の脱色と再利用技術の開発	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
17	伝統的工芸品産業施策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び21年度 産地の自主的取組を支援し、我が国固有の財産である伝統技術・技法や文化を守りつつ、現状（売上げ低迷→経営難→後継者確保難という悪循環）の打開と伝統的工芸品産業の自立的成長・発展を助長					
	(1) 伝統的工芸品産業支援補助金（補助） 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の規定により認定を受けた計画に基づく事業に対し同法16条に基づき経費の一部を補助 【16年度予算要求額】200,110千円	○ 伝統的工芸品産業の規模縮小の阻止 ○ 後継者の確保（全従業員数の低減の阻止、従業者に占める30歳未満の割合の増加）	○ 本事業は、産地の特性に応じて産地の後継者育成事業、需要開拓事業等について支援しているものであり、前身事業（伝統的工芸品産業産地補助金）において、小額であっても大きな成果を上げている産地が存在し、この事業が更に推進されれば、伝統的工芸品産業の規模縮小に歯止めがかけられ、伝統的工芸品産業の振興が図られると判断	推論 比較	○ 補助金事業実績報告により指標（伝統工芸品産業の生産額、企業数、従業者数、従業者数に占める30歳未満の割合）を把握	-
	(2) 伝統的工芸品産業振興協会補助金（補助）	継続事業				
18	ベトナム産等救済対策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 タイマイ及び象牙の国際取引禁止に伴い、限られた原材料在庫のみに依存することによって原材料が十分に確保できない等の現状を踏まえ、両産業の存立基盤を維持するために不可欠な原材料確保対策を実施する。					
	(1) 国内タイマイ保護・増養殖事業（補助）	継続事業				
	(2) 原産国等資源保護調査事業（補助）	継続事業				
	(3) ワシントン条約対策委員会及び関係国際機関等派遣事業（補助）	継続事業				
19	皮革産業振興対策 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 歴史的、社会的に困難な問題を抱えている我が国皮革産業の事業環境を整備し、同産業の活性化及び国際競争力の強化を図る。					
	(1) 皮革産業振興対策事業費補助金（補助）	継続事業				
	(2) 地方皮革産業振興対策事業費補助金（補助）	継続事業				
20	高効率・低公害車の普及促進 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び23年度 高効率・低公害なクリーンエネルギー自動車を、より広い地域・事業者を対象として普及					
	(1) 革新的次世代低公害車総合技術開発（交付金） 都市間の輸送に用いられる「都市間トラック・バス」を中心とした分野における要素技術の開発を燃料技術・自動車技術の両面から実施。具体的には、 1）今後のエネルギーの多様化を推進する上で、比較的導入が容易なG T Lを用いたエンジン技術の開発 2）内燃機関の飛躍的性能向上を可能とする予混合圧縮着火エンジン技術の開発 3）各種新燃料を導入する際に必要となる、N O x低減を可能とする次世代後処理技術の開発 等の要素技術開発を実施していくとともに、燃料分野での技術進歩を踏まえたエネルギー効率分析を実施 【16年度予算要求額】N E D O交付金の内数	○ 1割から2割のC O 2排出量の削減 ○ 自動車に起因する大気環境問題の改善 （現状のガソリン車レベルの排出ガスレベルを目指す） ○ 過度に石油に依存した運輸部門のエネルギー構造の改善（「都市間トラック・バス」を中心とした分野への代替燃料の導入）	○ 開発のハードルが高いとされていた都市間トラック・バスの車両分野について、自動車技術・燃料技術の開発を同時に進める本事業の実施により、環境・エネルギーを抜本的に改善する技術の実用化の可能性が高まる。当該技術が実用化され、低公害車両が普及することにより、C O 2等排出ガスの削減が見込まれる。	推論	○ 学識経験者及び本施策関係者からなる研究開発委員会において、研究開発実施者による報告により、事業の進捗よく状況について毎年度評価を実施。また、成果報告会を毎年度行い、進捗よく状況の把握を行う。	-
	(2) 電気自動車等の取得に係る自動車取得税の特例措置（税制）	継続事業				
	(3) 自動車N O x・P M法に係る自動車取得税の特例措置（税制）	継続事業				
	(4) 最新排出ガス規制適合車の取得に係る自動車取得税の特例措置（税制）	継続事業				
	(5) 自動車税の環境配慮化促進税制（税制）	継続事業				
	(6) 低燃費車にかかる自動車取得税の軽減措置（税制）	継続事業				
	(7) 環境負荷低減に資する自動車の普及促進（政策金融）	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
21	電子経済産業省の実現 【事後評価の実施予定時期】平成19年度					
	電子経済産業省の実現（委託） 経済産業省電子政府構築計画（平成15年7月策定）に基づき、17年度に世界最高の電子政府を実現するための先行府省として、業務や情報システムの最適化計画を作成し、フロントオフィス改革、バックオフィス改革、個別業務・システム改革、ミドルオフィス改革等を実施 【16年度予算要求額】5,568,904千円	○「電子政府構築計画」に掲げられた各種取組の達成 【目標値】 ・電子政府進ちょく度の国際比較評価でトップ10以内を目指す。	○「電子政府構築計画」は、2005年度までに世界最高水準の電子政府となるべく策定されたものであることから、同計画に掲げられた各種取組の実施により得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	○全府省の取組状況を対象とした第三者による電子政府進ちょく度の国際比較調査を参照するとともに、当省の取組状況について別に、本計画実施前後での第三者による客観評価を行う。 ・アクセシビリティが発表している電子政府世界ランキング ・国連電子政府指標 ・電子政府構築計画に掲げられた施策の達成件数	-
22	先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき策定された「e-Japan戦略」（平成15年7月2日IT戦略本部）及び「e-Japan戦略重点計画2003」（平成15年8月8日IT戦略本部）の実施により、我が国経済の先導的分野の情報化を推進するとともに、情報化社会に対応して経済社会基盤の必要な整備を行う。					
	（１）先導的分野における戦略的情報化推進事業（委託） IT基本戦略 に基づき国民の関心の高い分野に特化してITを導入し、業務改革・構造改革を推進する。具体的には、IT基本戦略 で新たに掲げられた7つの先導的分野のうち、5分野（医療、生活、中小企業金融、知、就労・労働）及びこれまでのIT戦略重点分野のうち、4分野（高度情報通信ネットワークの形成、教育の振興等、電子商取引等、公共分野）について、IT化による制度・構造改革のための実証実験事業を実施する。 【16年度予算要求額】3,962,080千円	○IT基本戦略 に掲げられた5分野及びIT戦略重点5分野のうち、4分野においてIT技術を導入し、そのメリットを明らかにした上で、制度的、構造的課題を解決する。 ○多機能ICチップフレームワークを活用し新たな認証サービス、コンテンツ流通サービス等の情報家電を活用した新規産業の創出	○過去の経緯などから、制度的・構造的課題を解決できないでいる現場においては、民間、当事者側からの改革インセンティブがないため国による関与が有効。また、販売目的のシステムの開発ではない場合（例えば、法施行用につただけ必要なシステムなど）が多く、収益面でリスクな研究開発が多く、民間単独による実施はなじまない。	推論	○各テーマの事業報告、下記指標により状況を確認 ・制度的、構造的課題が解決された経済分野の数及びその内容 ・情報処理システムの導入により節約した負担減 ・情報処理システムの利用者数 ・情報処理システム導入の経済効果 ・新規産業の創出数	-
	（２）電子タグの活用による商品トレーサビリティシステムの確立（委託） 商品識別コードの国際標準化を実現するとともに、トレーサビリティシステムの基盤となるインフラ整備を行う。また事業分野ごとの実証実験を実施し、技術の実用化及び運用体制の整備を図る。さらに、電子タグの高度化等に関する技術開発を行い、個人情報保護等の社会的規範等に関する調査研究を行う。 【16年度予算要求額】 （一般会計）1,500,000千円（石特会計）2,000,000千円	○電子タグの活用による製造段階から運送、販売、消費者を経てリサイクルに至るまでのトレーサビリティを実現し、サプライチェーン全体の合理化・高度化を達成する。	○政府の関与による実証実験等により、スムーズなトレーサビリティシステムの確立が可能	推論	○電子タグの活用による商品トレーサビリティシステムの各事業分野への普及状況とそれによるサプライチェーン全体の合理化、高付加価値化の状況を把握	-
	（３）個人情報保護に係る施策の普及広報等（委託）	継続事業				
	（４）IPv6に対応した情報通信機器共同研究（補助）	継続事業				
	（５）インターネット関連ADR実証実験事業（委託）	継続事業				
	（６）電子商取引関連情報処理・通信システム整備（政策金融）	継続事業				
	（７）情報処理高度化事業（政策金融）	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
23	認証・セキュリティを確実にするための基盤整備 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 ・急速なＩＴ経済社会への転換に伴い、「信頼できる情報経済基盤」の構築のため、事故予防の局面及び事故対応の局面の両面からの重層的な措置を実施する。 ・電子政府を安全に運用するための制度的・技術的な基盤整備を行い、併せてベストプラクティスとして民間へ情報セキュリティの在り方についてのモデルを示す。					
	(１) 情報セキュリティ対策研究開発評価等事業 (交付金)	継続事業				
	(２) ＥＣ技術基盤の相互運用性に関する調査研究事業 (委託) 電子商取引システムの技術基盤の整備及び実用化、国際間電子商取引を進展させるため以下の取組を実施 ・電子署名生成・検証システムのセキュリティ環境の標準化調査 (電子署名生成・検証システムのセキュリティ要件であるプロテクション・プロファイルについて、最新技術に基く検証の実施。電子署名文書の長期保存システムの利用ガイドラインの作成、普及啓発) ・属性認証技術に関する調査 (属性認証局を利用した属性認証システムの利用方法をまとめたハンドブックの作成、普及啓発) ・ＰＫＩ利用に関する調査 (ＰＫＩビジネス利用の現状、利用促進のための課題調査) ・次世代ＰＫＩサービスに関する調査研究 (ＰＫＩを利用するポータルサイトの実験運用を行い、ＰＫＩを利用した新たな認証サービスの仕組みであるシングルサインオンシステムに関して、その課題と要件について調査) 【16年度予算要求額】70,000千円	○電子商取引システムの技術基盤の整備及び実用化 ○国際間電子商取引の本格的な進展	○電子認証技術や電子データ交換技術について十分な知識、ノウハウ、経験を有する民間団体等に委託して実施することによって得ようとする効果の達成が可能	推論	○有識者、専門家からなる研究会を開催し、以下の指標を用いて事業の検討・審査を行う。 ・電子商取引・電子認証の市場規模	-
	(３) ＥＣ技術基盤の相互運用性に関する調査研究事業 (補助) 国際的な電子商取引を実現するためには各国間の公開鍵基盤 (ＰＫＩ) 相互運用性を確保する必要があることから、相互認証に必要なモデル等の構築を行い、相互接続実証実験を通し構築モデルの検証等を行う。 【16年度予算要求額】170,000千円	○アジア、欧米等とのＰＫＩ相互接続の推進及びＰＫＩ相互運用性の確保による国際的な電子商取引の飛躍的な拡大	○電子認証技術や電子データ交換技術について十分な知識、ノウハウ、経験を有する民間団体等に委託して実施することによって得ようとする効果の達成が可能	推論	○有識者、専門家からなる研究会を開催し、以下の指標を用いて事業の検討・審査を行う。 ・我が国と相互接続ができることが確認された国・認証局数	-
	(４) 電子政府行政情報化事業 (交付金)	継続事業				
	(５) 情報セキュリティ対策評価認証基盤整備事業 (委託) ＩＴセキュリティ評価及び認証制度に係る評価機関の認定業務の実施 【16年度予算要求額】20,000千円	○安全性及び信頼性の高い情報システム及びＩＴ製品の多様化及び普及の促進	○ＩＳＯ／ＥＣ15408に基づいて情報システム及びＩＴ製品を評価・認証することにより、安全性及び信頼性の高い情報システム及びＩＴ製品の多様化及び普及の促進が可能となる。	推論	○ＮＩＴＥ内に設置された運営委員会への事業報告を基に委員会で評価し、以下の指標を用いて事業の検討を行う。 ・評価機関の認定数及び製品認証数 ・製品等のセキュリティ設計仕様書のセキュリティ評価の妥当性の確認数	-

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
	(6) 情報セキュリティマネジメント利用促進事業 (委託) ・ 情報セキュリティマネジメントに関するガイドラインの策定及び普及啓発 ・ IPアドレス認証局のマネジメントに関する調査研究 ・ 情報セキュリティ監査制度の利用促進 【16年度予算要求額】200,000千円	○ 組織における情報セキュリティマネジメントの確立を通じて、情報セキュリティ対策の向上を図る。 ○ インターネットの安全な運用に有効な IPアドレス認証局の構築を可能とする。 ○ 情報セキュリティ監査制度に係る技術開発、研修等を通じて、各企業等の情報セキュリティ対策の向上を図る。	○ 企業・自治体をはじめとする個々の組織体は、必ずしもセキュリティに関する十分な知識・情報を有しておらず、さらにセキュリティ確保のための活動は費用対効果が見えにくいため、各組織体におけるセキュリティポリシーの策定や情報セキュリティ監査の実施が遅れているところ。 ○ 国の予算をもって情報セキュリティマネジメントシステム規格や情報セキュリティ監査に関する普及啓発を行うとともに、情報セキュリティ監査の業界ごとのモデルを作成することにより、効果的にセキュリティマネジメントの重要性の普及促進が可能となる。	推論	○ 有識者、専門家からなる研究会を開催し、以下の指標を用いて事業の検討・審査を行う。 ・ セキュリティポリシーの策定率 ・ 普及啓発セミナーの件数 ・ 情報セキュリティ監査実施件数 ・ 業界別の情報セキュリティ監査に関する基準の本数 ・ 情報セキュリティ監査企業台帳登録企業数	-
	(7) 電子署名・認証制度利用促進事業 (委託) 国民が電子署名・認証制度を利用し安心して電子商取引や電子申請等が行える環境整備を進めることを目的として、以下の取組を実施 ・ 普及啓発事業 (各種機会を通じた啓発活動の実施や Web の充実) ・ 認証事業者への情報提供、相談窓口 (認定取得に係る要件の提示等) ・ 情報収集、調査分析 (各国認定基準や技術動向、認証モデル調査等) 【16年度予算要求額】80,000千円	○ 国民が電子署名・認証制度を利用し、ネットワークを利用した電子商取引等を安心して行える環境を整備すること。 ○ 電子署名・認証制度に関する国民の理解を深め、適切な利用を促進すること。	○ 当該事業における国際的相互承認の調査研究、認証・暗号技術の指導相談、最新の技術動向等の普及啓発には専門技術的知識が必要であり、電子署名・認証について十分な知識と経験、ノウハウを持った機関に委託することが有効	推論	○ 経済産業省、総務省、法務省の電子署名法担当局長の下に置かれた有識者からなる委員会の開催 ・ 電子商取引・電子認証の市場規模	-
	(8) 不正アクセス行為等対策業務 (委託) 増大する不正アクセス行為等に効果的に対応するため、以下の取組を実施 ・ 不正アクセス行為等相談 ・ 不正アクセス行為等未然防止促進 ・ 国際連携体制の整備 ・ セキュリティ評価技術の確立 ・ 普及啓発活動 【16年度予算要求額】1,000,000千円	○ 増大する不正アクセス行為等への効果的な対応が可能となること。 ○ 次世代ネットワーク時代における情報セキュリティの在り方について効果的な対策が可能となること	○ 当該事業の実施により、限られた人的資源の中で増大する不正アクセス行為等に効果的な対応が可能となる。	推論	○ 委託先に設置された専門家からなる委員会を開催し、以下の指標等を用いて事業の検討・審査を実施 ・ 被害の相談、情報提供件数 ・ 普及、啓発セミナー件数	-
	(9) 電力分野におけるサイバーテロ対策等促進事業 (委託) いわゆるサイバーテロ等過去に経験したことのないような攻撃にも万全の対策を講じるため、情報セキュリティに関する最新動向に基づくサイバーテロ演習を実施するとともに、ぜい弱性等の情報共有のあり方に関する調査研究を実施 【16年度予算要求額】300,000千円	○ サイバーテロ等過去に経験したことのないような攻撃に対し万全の対策を講じること。	○ 情報セキュリティに関する最新動向に基づくサイバーテロ演習の実施、ぜい弱性等の情報共有のあり方に関する調査研究の実施が、サイバーテロ等に対する万全の対策を講じるための一助となると判断	推論	○ 有識者、専門家からなる委員会等を開催し、事業の検討・審査を行う。 ・ 本事業に基づいて策定されたサイバーテロ対策数等の数	-
	(10) 情報セキュリティ等整備促進事業 (政策金融)	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
24	I T人材の育成 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び19年度 高度情報化社会の持続的発展を支える I T 人材育成に必要な基盤整備を、初等・中等教育現場における I T 活用の推進、アジア大でのe-L e a r n i n g 普及促進、情報処理技術者試験及び研修実施の面から推進する。					
	(1) 教育情報化促進基盤整備 (委託)	継続事業				
	(2) アジア e-L e a r n i n g の推進 (委託)	継続事業				
	(3) 情報処理技術者育成の推進 (海外 I T 技術者育成事業) (補助)	継続事業				
	(4) 各国の情報処理技術者試験相互認証 (交付金)	継続事業				
25	コンテンツ制作・流通促進支援 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び22年度 我が国コンテンツ産業の海賊版対策、国際市場の創設等を含めた総合的な国際展開施策を促進 オンライン上のコンテンツ配信について、安心で安全な流通環境の整備の実施					
	(1) コンテンツ国際市場創設事業 (補助)	継続事業				
	(2) アジア地域における海賊版対策支援 (委託) アジア地域における我が国コンテンツ産業の海賊版対策を一層強化するため、アジア各国主要都市に海賊版対策拠点となる事務所を開設し、当該事務所を中心として海賊版・市場調査事業、情報発信及び収集、訴訟支援等を実施し、相談窓口等の一元化を図る。更に、国際交流を深化・拡大、海賊版対策の重要性を認識させる観点から人材育成、コンテンツ産業フォーラム、広報支援等を積極的に実施する。 【16年度予算要求額】300,000千円	○抜本的な海賊版コンテンツの取締強化を図り、海賊版侵害を抜本的に低減させる。 【目標値】 現在の海賊版の被害総額調査等を実施し、調査結果から3年後に現在の調査被害額から10パーセント低減させる。	○アジア地域主要都市に海賊版対策拠点事務所を設置し、当該事務所を中心として情報収集・発信機能等の体制強化、訴訟支援活動等を支援、ライセンス育成研修の実施、国際コンテンツ産業フォーラムの実施、普及啓発活動等の総合的な対策を講じること、抜本的な海賊版コンテンツの取締強化が図られ、海賊版侵害を抜本的に低減させることができると判断	推論	○外部有識者及びコンテンツ企業の参加を得て実施される評価委員会を設置し、成果等について適宜確認 ・海賊版の被害額の実態調査	-
	(3) 不正利用対策に関する環境整備支援事業 (委託)	継続事業				
26	日本国際博覧会の推進 【事後評価の実施予定時期】平成18年度 愛・地球博について、必要な措置を講ずることにより、国際博覧会に関する条約 (昭和55年条約第17号) の規定に基づき、登録された国際博覧会の開催国の義務を果たし、愛・地球博を成功裡に開催する。					
	(1) 日本国際博覧会事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(2) 日本国際博覧会出展事業委託費 (委託)	継続事業				
	(3) 日本国際博覧会出展施設整備費 (支出委任)	継続事業				
	(4) 日本国際博覧会関連施設整備費補助金 (補助)	継続事業				
	(5) 政府開発援助日本国際博覧会出展支援事業委託費 (委託)	-	-	-	-	-
	(6) 日本国際博覧会運営事業等委託費 (委託)	-	-	-	-	-
27	物流効率化対策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 コスト面を含めて国際的に競争力のある物流市場を構築する。 環境負荷を低減させる物流体系と循環型社会の構築に貢献する。 中小企業分野においては、物流に係るエネルギー消費量を削減するという観点から、物流量の約8割を占める中小企業の物流効率化の推進を図る。					
	(1) 物流効率化専門指導員派遣事業 (補助)	継続事業				
	(2) 物流効率化推進事業 (補助)	継続事業 (「 広域物流効率化推進事業からの名称変更 」)				
	(3) 中小企業物流連携支援事業 (補助)	継続事業				
	(4) 中小企業流通業務施設等ソフトインフラ整備事業 (補助)	継続事業				
	(5) 流通活動システム化拠点施設整備事業 (政策金融)	継続事業				
	(6) 物流近代化資金 (政策金融)	継続事業				
	(7) 流通業務効率化施設の特別償却制度 (税制)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
28	中心市街地活性化事業の推進 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び17年度 各市町村において、中心市街地の商業集積としての魅力や機能性を向上させることにより、中心市街地に人を集め、賑わいを生み出すとともに、地域コミュニティの場（人が住み、育ち、学 び、働き、集い、交流する場）としての中心市街地を再生する。					
	(1) 商業・サービス業集積関連施設整備事業（補助）	継続事業				
	(2) 地域振興整備公団出資事業（出資）	平成14年度終了事業				
	(3) 中心市街地商業等活性化総合支援事業（補助）	継続事業				
	(3) - 2 中心市街地商業等活性化総合支援事業（補助）	平成14年度補正事業（終了）				
	(4) 商業施設等の整備を行う者に対する出資融資等（政策金融）	継続事業				
	(5) 商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業（補助）	継続事業				
	(6) 中心市街地等中小商業活性化施設整備事業（補助）	継続事業				
	(6) - 2 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設等整備事業（補助）	平成14年度補正事業（終了）				
	(7) 中小商業活性化総合補助事業（補助）	継続事業				
	(7) - 2 中小商業活性化総合補助事業（補助）	平成14年度補正事業（終了）				
	(8) コミュニティ施設活用商店街活性化事業（補助）	平成15年度終了事業				
	(9) 大型空き店舗活用支援事業（補助）	継続事業				
	(9) - 2 大型空き店舗活用支援事業（補助）	平成14年度補正事業（終了）				
	(10) 商業施設等の整備を行う認定特定事業者で一定の要件を満たすもの（第3 セクター）、TMO及び商店街振興組合等に対する税制措置（税制）	継続事業				
	(11) 商業タウンマネージメント計画策定事業（補助）	継続事業				
	(12) 中心市街地活性化・創業等支援事業（委託）	継続事業				
	(13) TMO活性化支援事業（補助）	継続事業				
	(14) TMO診断・評価調査研究事業（委託）	継続事業				
	(15) 商店街活性化専門指導事業（補助）	継続事業				
	(16) 全国商店街振興組合連合会補助金（補助）	継続事業				
	(17) 商店街振興組合指導事業（補助）	継続事業				
	(18) 中小小売商業転嫁円滑化事業（補助）	継続事業				
	(19) 中小商業ビジネスモデル支援事業（補助）	継続事業				
	(20) 中小商業活性化創業等支援事業（補助） 商工会や商工会議所、商店街振興組合、民間研修機関等が行う経営ノウハウや 店づくりを習得する商人塾事業、空き店舗や繁盛店を活用して繁盛店主等から直 に技を修得する修行実習、学生やNPO、地域住民等と連携して行う店舗運営の 見直し事業等を総合的に支援 【16年度予算要求額】110,000千円	○新規店舗の創出や既存店 舗の経営革新を図り、商店 街の魅力や賑わいを取り戻 すこと。 【目標値】 商店街に賑わいが戻った り、活性化につながった商 店街の割合：70パーセント 来街者、顧客の評判が良く なった商店街の割合：70 パーセント	○商店街では、ライフスタイルの変 化や消費者ニーズ等への対応の遅れ により、空き店舗が増加する傾向に あるが、当該事業を実施すること により、消費者ニーズに沿った魅力あ る新規店舗の創出や既存店舗の経営 革新等を図り、商店街の魅力向上が 図られる。	推論	○参加者や地域住 民に対するアン ケート調査	-
	(21) 流通業強化資金（政策金融）	継続事業				
	(22) 原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化等促進事業（補助）	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
29	製品事故の未然・再発防止対策 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び18年度 一般利用者が利用する各種製品の中には、その構造等からみて生命、身体等に対して危害を及ぼすおそれのあるものがある。本施策は、消費者保護の観点から、このような製品による事故の未然防止、再発防止を目指し、製品に関する情報を収集、分析し、その結果を一般に提供するとともに、製品安全 4 法の技術水準の見直し、行政措置に活用する。					
	(1) 規制対象製品の試買テスト (委託)	継続事業				
	(2) 被害救済体制の整備 (委託)	継続事業				
30	消費者取引に関する情報提供 【事後評価の実施予定時期】平成17年度までの間に実施 ・消費者取引に係るトラブルを未然に防止できるように情報提供を実施 ・仮にトラブルに巻き込まれた場合、適切かつ迅速に対処する方法について、情報提供を実施					
	(1) 消費者啓発 (委託)	継続事業				
	(2) 商品比較テスト (補助)	継続事業				
31	非鉄金属の探鉱・開発の促進 【事後評価の実施予定時期】平成18年度 非鉄金属の探鉱・開発の促進を通じ中長期的かつ持続的な鉱物資源の供給源の拡大と多角化を図る。					
	(1) 精密地質構造調査 (補助)	継続事業				
	(2) 鉱床周辺調査等探鉱事業 (補助)	継続事業				
	(3) 副産物用途開発等有効利用調査・開発事業 (補助)	継続事業				
	(4) 海外共同地質構造調査 (補助)	継続事業				
	(5) 資源開発協力基礎調査事業 (委託)	継続事業				
	(6) 共同資源開発基礎調査事業 (委託) 資源保有開発途上国において、資源探査を行う相手実施機関と共同で、 1) 資源開発調査、 2) 鉱物資源広域調査、 3) プロジェクト選定調査、 4) 安全対策等調査、 5) 事前調査・協定折衝等の鉱物資源開発に関する調査を実施する。 【16年度予算要求額】875,511千円	○ 資源保有開発途上国の有望鉱床の把握と我が国への鉱物資源の安定供給確保	○ 本調査により有望鉱床の把握がなされ、最終的に鉱山開発に至った場合には同国の経済発展に寄与するとともに、我が国への鉱物資源の安定供給の確保が図られる。	推論	○ 毎年、調査事業についての成果報告会を開催。有識者、業界関係者等の各種意見を聴取・非鉄金属鉱物資源量の把握	-
	(7) 減耗控除制度 (税制)	継続事業				
32	レア金属の安定供給確保 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 レア金属の鉱種ごとに供給安定性等を勘案した適正な備蓄水準を維持し、短期的な供給障害にも耐え得る体制を整備することにより、レア金属の安定的かつ効率的な供給の確保を図る。					
	(1) レア金属備蓄事業 (補助)	継続事業				
33	海外炭の安定供給確保 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 民間企業の海外炭鉱開発等の支援、産炭国との共同の地質構造調査、産炭国における炭鉱技術の向上のための技術移転及び技術開発等の各種施策を実施し、海外産炭国の石炭供給力の拡大により、我が国への石炭安定供給確保及び適正供給を図る。					
	(1) 海外炭開発可能性調査 (交付金)	継続事業				
	(2) 海外炭地質構造調査費等補助金 (補助)	継続事業				
	(3) 炭鉱技術海外移転事業 (補助)	継続事業				
	(4) 石炭生産・利用技術振興費補助金のうち生産技術 (補助)	継続事業				
	(5) 石炭導入促進調査委託費のうち石炭保安技術 (委託)	継続事業				
	(6) 石油代替エネルギー特定設備等資金利子補給金 (石炭分) (補給金)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
34	石油・天然ガス開発・利用促進 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 国内石油・天然ガスの探鉱・開発を促進し、自給率の維持・拡大を図るとともに、天然ガスの開発・利用を促進することにより、我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保する。					
	(1) 国内石油・天然ガス基礎調査事業 (委託)	継続事業				
	(2) 天然ガス探鉱費補助事業 (補助)	継続事業				
	(3) 大陸棚石油・可燃性天然ガス開発 (政策金融)	継続事業				
	(4) 天然ガス開発利用促進調査事業 (委託)	継続事業				
	(5) 極限海域における海洋構造物の基礎調査研究 (委託)	継続事業				
	(6) 大水深域における石油資源等の探査技術等基礎調査 (委託)	継続事業				
	(7) 海洋開発事業融資 (政策金融)	継続事業				
	(8) 天然ガス供給基盤整備等調査事業 (委託)	継続事業				
35	産油国との関係強化 (投資促進、技術協力、契約長期化等) 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 我が国エネルギーセキュリティの強化に資するため、我が国が石油の供給の多くを依存する中東をはじめとする産油国との間で、石油関連分野における協力体制を強化するとともに、産油国側のニーズの高い投資促進策を通じ、長期的・多角的視点から産油国との相互依存関係を強化する。					
	(1) 国際石油交流促進事業 (補助)	継続事業				
	(2) 産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業、海外長期出張員派遣事業 (補助)	継続事業				
	(3) 輸入原油流通合理化対策交付金 (補助)	継続事業				
	(4) 中東産油国投資促進事業 (補助)	継続事業				
	(5) 産油国石油精製用海水淡水化研究協力事業 (補助)	継続事業				
	(6) 中東産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業 (補助)	継続事業				
36	石油・天然ガスの自主開発に向けた施策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 石油・天然ガス自主開発プロジェクトについて我が国企業を支援するとともに、技術力、情報収集・分析力の向上を図り、国際競争力を持った中核的な企業グループの形成を推進する。また、産油国・産ガス国との関係強化を図る。					
	(1) 産油国石油開発情報等調査事業 (補助)	継続事業				
	(2) 産油国投資円滑化事業 (補助)	継続事業				
	(3) 産油国国開発支援協力事業 (補助)	継続事業				
	(4) 石油資源開発等支援調査事業 (委託)	継続事業				
	(5) 石油天然ガス技術動向調査事業 (委託)	継続事業				
	(6) エネルギー使用合理化設備導入可能性調査事業 (委託)	継続事業				
37	石油・ＬＰガスの国家備蓄・民間備蓄の維持・推進 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 我が国の一次エネルギーの大部分を占める石油・ＬＰガスの国家備蓄及び民間企業による備蓄の維持・推進					
	(1) 国家石油備蓄事業の維持	継続事業				
	(2) 民間石油備蓄体制の維持	継続事業				
	(3) 石油備蓄事業の推進	継続事業				
	(4) 国家ＬＰガス備蓄事業の維持	継続事業				
	(5) 民間ＬＰガス備蓄体制の維持	継続事業				
	(6) ＬＰガス備蓄事業の推進	継続事業				
	(7) 石油、ＬＰＧ備蓄機能整備	継続事業				
	(8) 石油貯蔵施設立地対策等交付金 (交付金)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
38	大規模石油災害対応体制整備 【事後評価の実施予定時期】平成18年度 大規模石油災害への対応能力を向上させ、対応体制を整備することにより、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、油濁による海洋汚染の防止等内外における環境保全に貢献	継続事業				
39	石油製品流通安定化対策 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び25年度 災害対応型給油所の普及を促進し、地震等の災害発生時においても石油製品を安定的に供給することが可能な体制(停電時にも給油可能な給油システム等)を整備する。 広く国民にガソリン等石油製品に係る普及啓発を行い、石油流通に関する消費者等の理解・促進を図り、石油流通の適正化を促進する。					
	(1) 災害対応型給油所普及事業費等補助金(補助)	継続事業				
	(2) 石油情報普及啓発事業(委託)	継続事業				
40	石油製品販売業の構造改善支援 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び25年度 厳しい経営環境に直面している石油製品販売業の経営基盤を強化することにより、我が国エネルギーの大部分を占める石油製品の流通効率化及び安定供給を図る。	継続事業				
41	液化石油ガスの流通合理化等 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び20年度 液化石油ガス(ＬＰガス)の流通構造は、複雑・多段階で非効率であり、都市ガスに比し小売価格が高いことから、価格競争力を高めるために、販売事業者等が実施する流通コスト削減等に係る取組を支援することにより、ＬＰガスの流通合理化等を図る。					
	(1) 石油ガス利用設備導入促進対策費補助金(補助) 配送の効率化(シリンダ配送の低減(バルク供給の増加))、エネルギー効率の革新的向上を図ったＬＰガス利用コジェネシステムの設置等に対する補助 【16年度予算要求額】241,876千円	○ＬＰガスの利用効率が高いコジェネシステム(省エネルギー率５パーセント以上を対象)の普及 【目標値】 コジェネシステムモデル事業：５年間(平成16年度から20年度まで)で25台	○コジェネレーションシステムの導入促進を図るためには、補助金によるインセンティブを与え、潜在的導入者の自主的積極的な行動を促進することが有効 (参考) 前身事業におけるコジェネシステムモデル事業による導入台数：目標16台(平成11年度から15年度まで)に対して2台(平成11年度から14年度までの累計)	推論比較	・コジェネシステムの導入状況	-
	(2) 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(補助)					
	a) 石油ガス充てん所統廃合支援事業	継続事業				
	b) 石油ガス販売事業者構造改善支援事業	継続事業				
	c) 国際交流事業	継続事業				
	d) 省エネルギー型ＬＰガス自動車転換促進事業	継続事業				
	e) ディーゼル代替ＬＰガス自動車普及基盤整備事業	継続事業				
	f) 消費者相談事業	継続事業				
	(3) 家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業(補助)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
42	適正な品質の石油製品の安定的な供給 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び17年度 揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給することにより、粗悪品による自動車のエンジントラブル等の被害を防止し、消費者利益の保護を図るとともに、窒素酸化物や一酸化炭素等の排出を抑制する。					
	(1) 石油製品品質確保事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(2) 軽油流通適正化事業費補助金 (補助)	継続事業				
43	省エネ設備・機器の導入支援 【事後評価の実施予定時期】平成16年度、19年度及び22年度 1997年12月のＣＯＰ３において、我が国がコミットした温室効果ガスの削減目標を達成すべく、1998年にうち立てた省エネルギー対策を着実に実施し、さらに2001年６月に取りまとめられた「総合資源エネルギー調査会報告書」に盛り込まれた省エネルギー目標量の実現を図る。					
	(1) 地域省エネルギー普及促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(2) エネルギー使用合理化事業者支援事業 (補助)	継続事業				
	(3) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 (補助)	継続事業				
	(4) エネルギー使用合理化業務用特定設備等資金利子補給金 (補助)	継続事業				
	(5) エネルギー使用合理化産業用特定設備等資金利子補給金 (補助)	継続事業				
	(6) 特定高性能エネルギー消費設備効率向上資金利子補給金 (補助)	継続事業				
	(7) 産業部門省エネルギー推進事業 (財投)	継続事業				
	(8) コージェネレーションシステム整備 (財投)	継続事業				
	(9) 環境エネルギー対策貸付 (うち省エネルギー資金) (財投)	継続事業				
	(10) 建築部門省エネルギー推進事業 (財投)	継続事業				
	(11) 民生部門省エネルギー推進事業 (財投)	継続事業				
	(12) 地域省エネルギービジョン策定等事業 (補助)	継続事業				
	(13) 省エネルギー非営利活動支援事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(14) 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業 (補助)	継続事業				
	(15) エネルギー使用合理化設備導入促進表示制度事業委託費 (委託)	継続事業				
	(16) エネルギー需要最適マネジメント推進事業 (補助)	継続事業				
	(17) 地域主導の地球温暖化防止支援事業 (補助)	継続事業				
	(18) エネルギー需給構造改革投資促進税制 (税制)	継続事業				
	(19) 地球冷暖房 (財投)	継続事業				
	(20) 固定資産税の標準課税の軽減措置 (税制)	継続事業				
	(21) 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(22) 省エネルギー・新エネルギー対策導入促進事業 (補助) ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) に基づくエネルギー管理指定工場等を対象に、徹底したエネルギーの使用の合理化及び新エネルギーの加速的導入を図り、特に省エネ措置が不十分な業務用ビルに対して重点的にアドバイスを実施するため必要な経費の補助 ・エネルギー多消費型産業が集中するコンビナート等で、石油、科学等の複数の工場を対象にピンチテクノロジー解析手法等を適用して、工場間の効率的かつ効果的なエネルギー需給システムのシステム設計・導入を促進するため必要な経費の補助 【16年度予算要求額】1,000,000千円	○省エネルギー対策効果 (産業部門で2,050万キロリットル、民生部門で1,860万キロリットル)、新エネルギーによる供給量1,910万キロリットルの目標達成に資する。	○これまでの省エネ努力の結果、我が国の工場や事業場における省エネ余地は限られたものとなっている。しかしながら、最新の省エネ技術や他の工場等で採用されている省エネ手法などを効果的に活用することにより、潜在的な省エネ余地を顕在化させることが可能である。施策を講じない場合には、こうした省エネ余地の顕在化が困難である。このため、専門的な知見を有する者が国からの補助を受けて、省エネ技術や手法の導入を促進することが最も有効 ○省エネ技術や手法の幅広い普及を通じて相当規模の省エネの実現が可能であり、例えば、N E D O の平成14年度事業においては、約20万キロリットルの省エネ提案を実施している。	推論 比較	○事業を実施した工場及び事業場に対して指導等に基づく対策の具現化の進ちよく状況について、事業実施後にフォローアップ (中長期計画への組み込み状況、同計画の進ちよく状況、アンケート調査等) を行う。	-

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
	(23) エネルギー使用合理化促進役務事業委託費 (委託) 経済産業省庁舎において、国の施設として初めて E S C O 事業を実施することにより、民間部門における E S C O 事業の活用を促進するとともに、経済産業省庁舎自体の省エネを促進する。 【16年度予算要求額】57,497千円	○経済産業省における年間光熱費の削減 (モデル事業として実施)	○エネルギー需要の伸びが著しい民生業務部門における省エネルギーを推進するためには、包括的な省エネルギーサービスを提供する E S C O 事業の活用が有効な手段の一つ。公的部門における導入が率先的になされれば、民間業務部門における E S C O 事業活用の加速化が可能 ○また、政府庁舎の事務経費削減を通じて、政府の財政支出の削減を図ることが可能 ○ E S C O 事業を導入した大阪府の府立母子保健総合医療センターのケースでは、年間約23パーセントの省エネが実現	推論 比較	○経済産業省における年間光熱費の削減率の把握	-
44	アジア太平洋地域を中心とした我が国省エネルギー技術等の実証、普及・導入促進 【事後評価の実施予定時期】平成19年度までの間に実施 我が国の有するエネルギー有効利用技術 (省エネルギー・石油代替エネルギー技術) のアジア太平洋地域における実証及び普及の促進等により、もって我が国へのエネルギー安定供給の確保を図る。					
	事業 1 国際エネルギー消費効率化等モデル事業関連 (補助)					
	(1) 国際エネルギー消費効率化モデル事業環境整備等のための調査等	継続事業				
	(2) 国際エネルギー消費効率化等モデル事業	継続事業				
	(3) 国際エネルギー消費効率化等技術普及事業	継続事業				
	事業 2 国際エネルギー共同利用等事業 (補助)					
	a) エネルギー需給見通し策定等事業	継続事業				
	b) 研修生受入・専門家派遣事業	継続事業				
	c) エネルギーネットワーク構築事業	継続事業				
45	新エネルギー設備・機器の導入支援 【事後評価の実施予定時期】平成16年度、19年度及び22年度 「石油代替エネルギーの供給目標」(2002年3月閣議決定) を達成するため、新エネルギー目標量 (総合資源エネルギー調査会報告 (平成13年6月)) を2010年度までに導入する。					
	(1) 地域新エネルギー導入促進対策事業 (補助)	継続事業				
	(2) 地域エネルギー開発利用事業 (補助)	継続事業				
	(3) 新エネルギー事業者支援対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(4) 新エネルギー非営利活動支援事業費補助金のうち新エネルギー非営利活動支援事業 (補助)	継続事業				
	(5) 地域主導の地球温暖化防止支援事業 (補助)	継続事業				
	(6) 住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(7) 廃棄物発電促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(8) 住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(9) クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	(10) エネルギー需給構造改革投資促進税制 (税制)	継続事業				
	(11) 地域エネルギー利用設備の固定資産税の軽減制度 (税制)	継続事業				
	(12) 財政投融資	継続事業				
	(13) 地域新エネルギービジョン策定等事業 (補助)	継続事業				
	(14) 新エネルギー設備導入促進情報公開対策等事業 (補助)	継続事業				
	(15) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金 (補助)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
46	需要に応じた電源開発の着実な推進 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 我が国の国民生活、経済活動の持続的発展を確保すべく堅調な電力需要の伸びに対応可能な電源の開発を促進する。					
	電源地域振興					
	(１) 電源立地地域対策交付金 (交付金)	継続事業 (「 電源立地等初期対策交付金、電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金、水力発電施設周辺地域交付金の 5 つの交付金と電源地域産業育成支援補助金の一部を統合 」)				
	(２) 電源地域振興モデル事業 (委託)	継続事業				
	(３) 原子力発電施設等立地地域特別交付金 (交付金)	継続事業				
	(４) 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(５) 電源地域振興指導事業 (委託)	継続事業				
	(６) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(７) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(８) 電源地域産業育成支援補助金 (補助)	継続事業				
	広聴・広報活動					
	(９) 個別地点広報 (委託)	継続事業				
	(10) 全国広報事業 (委託)	継続事業				
	(11) 広報・安全等対策事業 (交付金)	継続事業				
	(12) 核燃料サイクル関係推進調整等委託費 (委託)	継続事業				
	(13) 再生可能エネルギー事業発電立地促進広報強化対策費 (委託)	継続事業				
	環境保全					
	(14) 水力発電所立地環境調査 (委託)	継続事業				
	(15) 新水力価値評価基準検討委託費 (委託)	継続事業				
	新エネルギーの開発・利用の促進					
	(16) 地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金 (補助)	継続事業				
	再生可能エネルギーの開発促進等					
	(17) 地熱開発促進調査費補助金 (補助)	継続事業				
	(18) 地熱発電開発費補助金 (補助)	継続事業				
	(19) 中小水力発電開発費補助金 (補助)	継続事業				
	(21) 中小水力開発促進指導事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(22) 水力資源有効活用技術開発調査 (委託)					
	(１) 小水力資源有効活用技術開発調査	継続事業				
	(２) 地下調整池による水路式発電所増強技術開発調査	継続事業				
	(３) ダム湛水池の水質改善技術開発調査	継続事業				
	(23) 中小水力開発促進指導事業基礎調査 (委託)	継続事業				
	政策金融による支援					
	(24) 原子力発電所整備事業 (財投)	継続事業				
	(25) 水力発電所整備事業 (財投)	継続事業				

整理 番号	政 策 （施策及び施策に含まれる手段たる事業）	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
47	送配電設備の高度化（電線の地中化、新しい電力供給システムの構築等）【事後評価の実施予定時期】平成15年度（地中化）、20年（新電力供給） 国民生活・産業活動に不可欠な電力量を供給するのに十分な送配電網を維持することを可能とする。					
	（１）新電力ネットワークシステム実証研究（補助） 新エネルギー等の分散型電源の導入が進展した場合でも、原子力発電等の系統電力の供給が円滑に行われるような電力供給システムの構築を目指した実証研究の実施 ・品質別電力供給システム実証研究 新エネルギーを主な電源として需要家の電力品質に対する多様なニーズに対応した電力供給を行い、系統電力のピークカット及び負荷平準化を可能とするシステムの実証実験の実施 ・電力ネットワーク技術実証研究 実統計を模擬した配電線に分散型電源、負荷装置、系統制御機器を接続し、新エネルギーが大量に導入される場合の系統安定化のために必要な、系統側の制御システムの実証実験の実施 【16年度予算要求額】N E D O交付金の内数	（品質別電力供給実証試験） ・品質別電力供給システムの開発 ・分散型電源等による直流をＩＴ機器等の直流負荷へ直接供給する直流給電の実現 （電力ネットワーク技術実証試験） ・系統制御機器の開発及び系統制御システムの実用性確認 ・分散型電源の系統連携時における系統側での対策メニューの提示	○実証研究の成果として、分散型電源による電力供給の容易化と、それらを利用した系統電力等による安定的な電力供給の形態の提示が可能	推論	○「得ようとする効果」欄記載事項の達成状況を補助事業者から報告を受けることにより把握	-
	（２）共同溝（財投）	継続事業				
	（３）電線の地中化事業及び電力系統防災対策事業（財投）	継続事業				
	（４）エネルギー需給構造改革投資促進税制による配電多重化設備（税制）	継続事業				
	（５）エネルギー需給構造改革投資促進税制による四百ボルト旧配線設備（税制）	継続事業				
	（６）電線類の地中化設備に対する特例措置（固定資産税）（税制）	継続事業				
48	電気料金の低減化・適正化【事後評価の実施予定時期】毎年度 高コストと指摘されている電気料金の低減化・適正化を図る。					
	（１）規制改革による施策：競争促進のための制度整備	これまでに実施した規制改革（法改正）について説明				
	（２）電気事業新規参入（財投）	継続事業				
	（３）固定資産税の課税標準の軽減措置（税制）	継続事業				
	（４）使用済核燃料再処理準備金（税制）	継続事業				
	（５）原子力発電施設解体準備金（税制）	継続事業				
	（６）沖縄電力株式会社等への支援措置（税制、財投）	継続事業				

整理 番号	政 策 （ 施策及び施策に含まれる手段たる事業 ）	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
49	電力需給システムの高度化（負荷平準化、石炭火力発電LNG化等） 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び17年度 ・ 負荷率の改善を図ることにより、質の高い電力を安定的にしかも国際的に遜色のないコスト水準で取引が可能となるシステムを構築 ・ 老朽化石炭火力発電設備を天然ガスを利用したコンバインドサイクル発電へと転換することを促すことにより、高効率エネルギー利用を行うとともに、一次エネルギー供給の約4割を占める発電分野によるCO2を削減 ・ 電力自由化の進展等に対応するため、電力系統制御システム技術を開発し、電力ネットワークシステムの効率的運用に資する。					
	（ 1 ）氷蓄熱式空調システム普及促進事業補助金（補助）	継続事業				
	（ 2 ）超電動電力ネットワーク制御技術開発（交付金） 電力ネットワークシステムの安定化や電力品質の維持等を目的として、既存の蓄電池等と異なり瞬時に大電力の制御が可能な超電動電力貯蔵システムを用いた系統制御技術の開発を行うとともに、トータルシステムの実用化レベルでの機能の検証を行う。 【16年度予算要求額】740,000千円	○大電流変換技術や冷凍系を含むSMEシステムの構成要素技術、酸化物系超電導材料の適用による運用安定性向上技術等を開発し、これらを統合・最適化したシステム技術を確立する。	○電力ネットワークの安定化対策等のために超電動電力貯蔵技術を用いたネットワーク制御システムが必要ではあるが、民間企業には開発リスクが高く、市場原理では開発が進まない。電力の安定供給に資するという公益性の観点からも、国の関与のもと、民間企業等の技術力を最大限発揮して、実用化への道筋をつけることが有効	推論	○技術開発の進ちょく状況は、毎年度の報告に加え、必要に応じて適宜状況報告を徴することにより把握。経済産業省技術評価指針に基づき行う事後評価により、目標達成度を評価	-
	（ 3 ）電力負荷平準化事業（財投）	継続事業				
	（ 4 ）エネルギー需給構造改革投資促進税制（負荷平準化設備）（税制）	継続事業				
	（ 5 ）石炭火力発電天然ガス化転換補助金（補助）	継続事業				
	（ 6 ）先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業補助金（補助） 負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開（一定以上の性能を有する負荷平準化機器を導入する需要家に対する補助） 【16年度予算要求額】1,000,000千円	○負荷平準化機器の導入促進により負荷率（平均電力／最大電力）の改善に資するためモデル事業として実施	○モデル事業を実施し、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRすることにより、より一層の負荷率の改善が図られるものと判断	推論	・ 毎年度の負荷率を調査 ・ 負荷平準化機器の導入状況	-
	（ 7 ）先導的負荷平準化ガス冷房システム導入モデル事業費補助金（補助） 高い電力ピークカット効果と省エネ効果を両立する高効率排熱投入型ガス冷房システムをモデル事業として展開（一定以上の性能を有する高効率・負荷平準化対応天然ガス冷房システムを導入する需要化に対して補助） 【16年度予算要求額】530,000千円	○高効率排熱投入型ガス冷房システムの導入促進により負荷率（平均電力／最大電力）の改善に資するためモデル事業として実施	○モデル事業を実施し、負荷平準化の重要性や天然ガスの利用拡大及び省エネルギー推進等について広くPRすることにより、より一層の負荷率の改善が図られるものと判断	推論	・ 毎年度の負荷率を調査 ・ 高効率排熱投入型ガス冷房システムの導入状況	-
	（ 8 ）需要構造分析調査事業（委託） 夏期及び冬期のピーク需要発生時における需要家別、用途別などの需要構造が把握されていない状況を踏まえ、ピークシフト方策の具体的内容やその効果を定量的に評価できるよう、需要家ごとの電気の使用状況を調査するとともに、需要家の既存データや節電意識等も併せて調査する。 【16年度予算要求額】300,000千円	○夏期及び冬期のピーク需要発生時における電力需要構造を把握することにより、電力の安定供給の確保及び効率化に寄与する効果的な節電対策及び負荷平準化対策を講じること	○電力需要構造を調査し、その結果を電気事業者へ提供することにより、電気事業者が策定する電力供給計画において、効果的な負荷平準化対策が講じられることを期待	推論	・ 電力供給計画への同調査結果の反映状況の把握	-
	（ 9 ）電源利用対策発電システム技術開発費補助金（補助） 電力需給の高度化を図ることを目的として、CO2回収機能を有する負荷平準化機器の開発を行う。 【16年度予算要求額】389,985千円	○夜間電力を利用した、効率的な電力供給を行うための負荷平準化機器の開発	○公募により実施者を選定することになっており、開発能力のある実施者を透明性を確保しつつ選定	推論	○技術開発の進ちょく状況は、毎年度の報告に加え、必要に応じて適宜状況報告を徴することにより把握。経済産業省技術評価指針に基づき行う事後評価により、目標達成度を評価	-

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
50	都市ガス事業の安定供給体制の確立・効率化 【事後評価の実施予定時期】平成18年度及び23年度 ○都市ガスの安定供給体制の確立・効率化を図る。 ・自由競争下にある大口ガス需要分野における新規参入を促す。 ・料金の低廉化を目指す。					
	規制改革による施策					
	競争環境整備・経営効率化の取組		これまでに実施した規制改革について説明			
	政策金融等による支援措置					
	(1) 都市ガス整備事業 (政策金融)		継続事業			
	(2) (ライフライン防災対策のうち) 特定ガス導管、共同溝 (政策金融)		継続事業			
	(3) 固定資産税の課税標準の軽減措置 (税制)		継続事業			
	(4) ガス熱量変更準備金 (税制)		継続事業			
	(5) ガス事業新規参入 (政策金融)		継続事業			
	51	天然ガス導入促進推進 【事後評価の実施予定時期】平成17年度及び23年度 天然ガス導入促進による以下の効果を通じてガス利用者の利益の増進を図る。 ・ガス利用に伴うエネルギー消費に加え産業部門におけるエネルギー消費による環境負荷の低減 ・エネルギー需給構造の高度化 ・コストの低減 ・保安効率の向上				
(1) 地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助金 (補助)		継続事業				
(2) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業 (補助)		継続事業				
(3) 地方都市ガス事業天然ガス化導入条件整備調査委託費 (委託)		継続事業				
(4) 高効率小型天然ガスコージェネ技術開発費補助金 (補助)		継続事業				
(5) 次世代天然ガス高圧貯蔵技術開発 (補助) 天然ガスの導入拡大に向け、天然ガス地下貯蔵技術の開発 (要素研究及び実証試験) を行うことにより、パイプライン等インフラの効率的な整備、パイプラインの稼働率向上及び緊急時の供給確保を図る。 【16年度予算要求額】89,088千円		○貯槽の気密構造、高性能プラグ等に係る最適条件を検討し、実機の設計技術を確立	○本事業の研究や試験の結果を基に、天然ガスの導入促進の前提となるパイプライン等インフラの整備、コスト低減等についての技術基準の策定が可能となり、これにより実機の設計技術が確立される。	推論 ○補助事業者から年数回技術開発の進ちょく状況について報告させる。 ・実機モデルケースの諸条件に適用可能な技術基準 (試案) の作成 (実機モデルケース運用 圧力：2 ～ 20MPa、単基幾何容積：0.5 ～ 2.0万m ³ 、岩盤の変形係数：8 ～ 12GN / m ² 、ガス受入・払出回数：1 万回、気密材板厚：20mm以下)	-	
(6) 経年埋設内管対策費補助事業 (補助)		継続事業				
(7 - 1) 天然ガス化促進事業 (財投)		継続事業				
(7 - 2) 石油代替エネルギー特定設備等資金利子補給金 (利子補給)		継続事業				
(8) エネルギー需給構造改革投資促進税制による天然ガス導入促進 (税制)		継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
52	原子力安全に係る国際協力 【事後評価の実施予定時期】平成19年度までに実施 アジア地域及びロシア東欧地域の諸国に対して、原子力発電所の安全管理に関する研修・セミナー等による協力事業を実施。また、国際原子力機関が実施するアジア地域における原子力発電所安全性の向上に関するプロジェクト及び放射性廃棄物の処分方法に関する調査研究事業に参画する。					
	(1) 原子力発電所安全管理等国際研修事業 (委託)	継続事業				
	(2) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (拠出金)	継続事業				
	(3) 放射性廃棄物処分調査等事業拠出金 (拠出金)	継続事業				
53	鉱害防止施策 【事後評価の実施予定時期】平成19年度及び24年度 休廃止鉱山を含む金属鉱山等において、鉱害防止対策が必要な鉱山に対する鉱害防止事業の鉱害防止義務者等による確実かつ確な実施により、鉱害の防止を図る。 既に鉱業権が消滅しており、当該対策を実施すべき義務者の存在しない廃止坑井については、その封鎖措置等を主体的に実施する地方公共団体を支援し、漏油等の鉱害が発生している廃止坑井に対する封鎖措置等を促進する。また、現に漏油等により坑口の位置が不明確な坑井に重点を置き、磁気探査等の既存技術を活用した効果的かつ経済的な方法で坑井位置確定調査及び坑井封鎖実証試験を行い、鉱害防止効果を実証し、地方公共団体等が実施する鉱害防止対策の促進を図る。					
	(1) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (補助)	継続事業				
	(2) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費交付金 (交付金)	継続事業				
	(3) 鉱害防止工事資金融資利子補給金 (利子補給)	継続事業				
	(4) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発 (委託)	継続事業				
	(5) 鉱害防止資金等融資制度 (財投)	継続事業				
	(6) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度 (税制)	継続事業				
	(7) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金 (補助)	継続事業				
	(8) 廃止坑井位置確認等実証調査委託費 (委託)	継続事業				
54	中小企業施策の広報 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 多岐にわたる中小企業のための施策や事業を利用者である中小企業者に対してわかりやすく紹介することにより、中小企業者の施策の利用度を向上させる。また、中小企業者からのフィードバックを得る仕組みを作り、中小企業の情報化の取組を「e - J a p a n 重点計画」の一環として軌道に乗せる。					
	(1) テレビ放送による中小企業情報提供事業 (補助)	継続事業				
	(2) e - 中小企業庁＆ネットワーク事業 (委託)	継続事業				
	(3) 中小企業庁ホームページ事業	継続事業				
	(4) 中小企業施策広報資料作成事業	継続事業				
	(5) 中小企業白書の作成	継続事業				
	(6) 創業連携情報収集・発信事業 (補助)	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
55	中小企業の国際化に係る情報提供等支援 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 我が国中小企業の国際化について、実務的かつ効率的な国際展開情報等の提供や海外直接投資等に関する国際化相談・アドバイスを実施し、国際化を図る中小企業の支援体制を整備					
	(1) 中小企業海外展開支援事業 (補助) 海外展開を迫られている中小企業に対し、その取組の円滑化を図るために、中小企業総合事業団が行う以下の事業を補助 【16年度予算要求額】 27,086千円 48,951千円					
	(1 - 1)国際展開ワークショップ開催事業	継続事業				
	(1 - 2)国際化支援レポート作成	継続事業				
	(1 - 3)国内アドバイス事業	継続事業				
	(1 - 4)現地アドバイス事業	継続事業				
	(1 - 5)中小企業海外事業活動実態調査事業 中小企業の海外事業活動及び支援ニーズを把握するため、中小製造業等を対象に、現地での経営課題等海外投資の現状についてアンケート調査を実施。また、今後海外展開の増加が予想される国を対象に、既進出日系中小企業の現地経営状況等に関する事例をとりまとめ、撤退経験を有する企業については撤退事由、撤退時期、撤退による本社経営への影響等を調査	○海外展開や海外への販路拡大に係る検討等を行う際の有益な情報・分析の提供 【目標値】 利用者の満足度を80パーセント以上にする。	○本事業を実施し、現地経営状況等に関する情報の提供を行うことにより、海外展開中または将来海外展開を志向する企業における経営判断に資することが見込まれる。	推論	○中小企業に対してアンケートを実施 ・内容への満足度	-
	(1 - 6)中小企業国際情報ネットワーク推進事業 ○2国間・多国間ネットワーク構築 2国間または国際中小企業会議の場を活用し、現地国政府中小企業施策担当者、中小企業支援機関等との政策対話を実施。海外機関とのかかるネットワークの構築や連携の強化を通じ、我が国中小企業にとっての進出先における事業環境の整備・改善を図る。 ○海外調査 現地公的機関への委託により、現地常駐者によって得られる具体的かつ有益な調査・分析を実施し、アドバイス事業等を通じて海外展開を志向する中小企業に提供する。	○海外の中小企業施策担当者・中小企業支援機関を対象とした政策対話を実施 【目標値】 ・これら海外機関の満足度を80パーセント以上にする。 ○中小企業の海外展開に係る調査を実施 【目標値】 ・当該地域で事業を立ち上げ、または立ち上げようとしている我が国中小企業者の満足度を80パーセント以上にする。	○中小企業にとって海外展開を図ることは、経営の革新及び国際競争力の強化のためにも極めて重要な課題 海外機関ネットワーク構築、海外調査を実施することにより、既進出中小企業の当該地域における事業環境の整備・改善を図ることや現地から得られた有益な調査・分析を提供し、中小企業の海外展開に資することが見込まれる。	推論	○海外機関に対してアンケートを実施 ・内容への満足度	-
	2) 日本商工会議所国際化対策事業 (補助) 我が国中小企業の海外事業活動の円滑化を図るために日本商工会議所が行う以下の事業を補助 【16年度予算要求額】78,028千円					
	(2 - 1) 海外事業	継続事業				
	3) 中小企業国際展開等円滑化推進事業 (補助)					
	中小企業研修事業	継続事業				
	中小企業専門家派遣事業	継続事業				
	ローカル企業情報等調査・提供事業	継続事業				
	4) 交流協会事業 (補助) (「 中小企業海外情報提供等事業 」 から名称変更) 国交のない台湾において、経済情報を迅速かつ確に入手し、日台間のビジネスの円滑化を図るとともに、我が国中小企業の国際化を推進するために、財団法人交流協会が行う以下の事業を補助					
	(4 - 1) 専門家派遣事業	継続事業				
	(4 - 2) 情報提供事業	継続事業				
	(4 - 3) ビジネスアライアンス促進事業	継続事業				
	(4 - 4) 電子商取引推進事業	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に 関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠			
56	中小企業取引適正化対策 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 親企業の下請企業に対する優越的地位の濫用の是正、親企業における不公正取引に対する認識の向上による公正な下請取引の実現					
	(1) 下請取引改善講習事業 (委託)	継続事業				
	(2) 中小企業国際展開等円滑化推進事業 (補助)	継続事業				
	(3) 役務取引適法ガイド作成普及事業 (委託) 業界ごとに取引慣行の違いが散見される役務取引について、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律 (平成15年法律第87号) 違反の未然防止のため取引慣行の実態を調査研究するとともに、役務取引を行う事業者向けに「下請代金法遵守ガイド」を作成・配布する。 【16年度予算要求額】43,407千円	○下請代金支払遅延等防止法の運用解釈の周知及び同法違反の未然防止 (違法取引の減少)	○不公正取引は正に係る関係法令等の適切な周知がなされないと、関係法令違反の増加が懸念され、下請中小企業における取引適正化の進展が図れない。従前の製造業の実績では、既存事業の実施により年間約3,000名の事業者に対し周知が図られており、近年の下請代金支払遅延等防止法違反者は減少傾向となってきたことから、本事業を実施することは法令違反を未然に防止することに資すると見込まれる。	推論 比較	・役務取引における下請代金法の周知箇所数	【効率性】 ○効果：約10億円 (不公正取引額を年間100万円とした場合、年間で約1,000事業者分の減少) ○コスト：43,407千円
57	下請中小企業振興 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 新規取引先の開拓、新技術の開発等に基づく新事業分野への進出等に必要なマーケティング機能等の経営リソースに乏しい下請中小企業の販路開拓等及び自立化に対する支援を行うため、取引あっせん情報等の情報収集・提供事業等を行う。					
	(1) 下請取引あっせん事業 (補助)	継続事業				
	(2) 経営等指導事業 (補助)	継続事業				
	(3) 業種別標準約款作成普及事業 (補助)	継続事業				
	(4) 調査広報等事業 (補助)	継続事業				
	(5) 業種別モデル約款作成普及事業 (委託)	継続事業				
	(6) 脱下請人材育成事業 (委託)	継続事業				
	(7) 下請中小企業苦情紛争処理体制整備研究事業 (委託)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
58	中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 経済環境、経営環境の変化に正面から取り組む意欲のある中小企業に対し、中小企業のような経営課題についてきめ細かい支援を行うことや、地域における各種の産業支援機関をネットワーク化し、技術情報、資金、経営ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供する体制を整備し、また、経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生に関する各種施策を総動員できる体制を整備					
	(1) 都道府県等中小企業支援センター等事業 (補助)	継続事業				
	(2) 地域中小企業支援センター事業 (補助)	継続事業				
	(3) 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 (補助)	継続事業				
	(4) 支援センター等交流ネットワーク事業 (補助)	継続事業				
	(5) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業 (補助)	継続事業				
	(6) 養成研修事業 (補助)	継続事業				
	(7) 企業年金制度啓発普及事業 (委託)	継続事業				
	(8) 企業等 O B 人材活用推進事業 (委託)	継続事業				
	(9) 経営実態把握サポート事業 (補助)	継続事業				
	(10) 後継者人材マッチング促進事業 (委託)	継続事業				
	(11) M & A マッチングサポート事業 (補助)	継続事業				
	(12) 中小企業再生支援協議会事業 (委託)	継続事業				
	(13) 地域需要開拓支援事業 (補助) 都道府県が行う、地域中小企業等に対する商品開発、市場開拓及び関連調査等の需要開拓支援のための事業に対して補助 【16年度予算要求額】79,995千円	○地域中小企業等の需要開拓に資する新商品、試作品等の開発数の増加、展示会の来場者数の増加	○小規模零細事業者の場合、新規取引先の開拓や受注機会の増大を図る機会を得ることは困難である。地域や業界の実情を熟知している地方公共団体が地域中小企業等に対し市場開拓及び需要開拓支援を行う際に国が補助することは、小規模零細事業者のための需要開拓に資すると見込まれる。	推論	○各事業終了後、補助事業者に対する実績報告書等により把握 ・新商品・試作品：デザイン開発数 ・展示会来場者数	-
	(14) 新事業開拓支援事業 (委託) 新たな事業を開拓して経営革新に積極的に取り組む中小企業を支援 【16年度予算要求額】749,347千円	○中小企業の成長・発展（経営革新計画承認企業数の増加）	○消費者ニーズに合った新商品・新サービスの開発・提供等による経営革新は、個々の中小企業にも非常に重要なものとなっているが、現在、経営革新計画作成時の支援が存在しないことから、経営革新計画作成の支援を行う本事業は有効	推論	○各事業終了後、委託先である都道府県等中小企業支援センターからの実績報告等により把握 ・経営革新計画承認企業数 ・事後アンケート等による利用者の満足度	-
	(15) 新産業創出コーディネート活動モデル事業 (委託)	整理番号 4 「産業クラスター計画（地域再生・産業集積計画）の推進」（19）再掲				
	(16) 中小企業労働者確保推進事業 (補助)	継続事業				
	(17) 地場産業等活力強化事業 (補助)	継続事業（「地場産業振興対策」から名称変更）				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
59	中小企業経営革新対策 【事後評価の実施予定時期】平成15年度及び20年度 我が国の経済環境の変化に対応し、中小企業者が新商品・新サービスの開発又は新たな生産方式、販売方式の導入などの経営革新に取り組むことを支援することにより、企業の付加価値を増大させ、中小企業の経営革新を増大させる。					
	(1) 中小企業経営革新事業及び中小企業経営革新支援事業 (補助)	継続事業				
	(2) 創業・経営革新意識喚起活動事業 (委託)	継続事業				
	(3) 中小企業経営革新等支援貸付 (政策金融)、中小企業金融公庫出資金	継続事業				
	(4) 中小企業経営革新関連 (税制)	継続事業				
	(5) 新市場創出支援事業	継続事業				
60	中小企業連携組織対策 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び17年度 連携組織化に資する様々な環境整備等を支援することにより、中小企業の連携を促進し、もって中小企業の公正な経済活動の機会の確保と自主的な経済活動の促進を図る。					
	(1) 創業連携人材養成等支援事業	継続事業				
	(2) 小企業連携組織支援事業	継続事業				
	(3) 創業連携組織調査開発等支援事業	継続事業				
	(4) 創業連携情報収集・発信事業	継続事業				
	(5) 意匠・デザイン保全事業	継続事業				
	(6) 新連携対策委託費 以下の事業を実施 ・組合といった枠組みにとらわれず、事業を軸にした新しい連携の構築のためのフォーメーション事業 ・連携の成果を事業化に結びつけるパイロット事業 【16年度予算要求額】600,000千円	○新たな連携を構築して先進的な事業に取り組む連携体の増加 【目標値】 ・新たな連携体創設数：75団体等 ○当該連携体による事業化を促進するとして、パイロット事業を実施 【目標値】 ・事業化を行う連携体支援数：5 団体等	○ぜひ弱な中小企業は連携して高成長分野の事業に積極的に取り組むことが必要であることから、国としては既存の組合支援という枠組みにとらわれず、個人、企業、研究機関、組合、NPO等との新たな連携を支援することは有効	推論	○各事業終了後、支援した連携体に対しアンケート調査を実施 ・新たな連携体の創設数 ・パイロット事業の実施による事業化数及び売上高	-
	(7) 中小企業総合事業団による高度化事業	継続事業				
	(8) 中小企業総合事業団による高度化事業関連 (税制)	継続事業				
61	中小企業のIT化支援 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び19年度 中小企業がIT化を進めるに当たって、抱えている人材不足や資金不足等の経営資源の制約による障壁を取り除くことにより中小企業のIT化を促進する。					
	(1) IT活用型経営革新モデル事業 (補助)	継続事業				
	(2) 戦略的情報化投資活性化支援事業 (委託)	継続事業				
	(3) 都道府県等中小企業支援センター等事業 (補助)	継続事業 (整理番号58「中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援」(1) 再掲)				
	(4) 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 (補助)	継続事業 (整理番号58「中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援」(3) 再掲)				
	(5) 支援センター等交流ネットワーク事業 (補助)	継続事業				
	(6) 養成研修事業 (補助)	継続事業 (整理番号58「中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援」(6) 再掲)				
	(7) 中小企業技術基盤強化推進事業	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
62	人権啓発活動支援対策 【事後評価の実施予定時期】平成16年度及び19年度 中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めてもらうことにより、人権意識のかん養を図る。					
	人権啓発支援事業（委託）	継続事業				
63	小規模企業支援 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 小規模企業の経営基盤や経営形態の実態等に即して、経営資源の確保の円滑化等競争条件の整備や経営の改善に向けた前向きな自助努力の支援を政策的に行うため、経営改善普及事業、無担保・無保証人融資、設備資金の無利子貸付・貸与等を実施することにより、小規模企業の有する中小企業一般との格差を是正					
	(1) 小規模事業支援事業（補助）	継続事業				
	(2) まちの起業家等挑戦者支援資金マッチングモデル事業（委託）	継続事業				
	(3) J A P A Nブランド育成支援事業（委託） 商工会等が単独又は連携し、地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、専門家の招へい、コンセプトメイキング、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加、販路開拓活動等の取組を行うプロジェクトについて、全国30か所でモデル事業を実施し、総合的に支援 【16年度予算要求額】929,997千円	○地域の特性等を活かした製品や観光地としての魅力や価値を高め、全国さらには海外でも通用する評価の確立に資するものとして、モデル事業を実施	○成功モデルを多く輩出することにより、全国各地でより多くの活力あるチャレンジに向けた動きの掘り起こしにつながることが見込まれる。 本事業終了後に事後の検証を行うことにより、実際に得られた効果を把握し、その知見を今後の事業展開に活用	推論	○事業実施後に関係者に対するアンケートを実施 ・成功事例やノウハウの蓄積 ・商工会・商工会議所、事業への参加者からの評価の声 ・事業実施を希望する商工会・商工会議所数	-
	(4) 小企業等経営改善資金融資事業（政策金融）	継続事業				
	(5) 小規模企業設備資金貸付事業・設備貸与事業（政策金融）	継続事業				
64	中小企業への資金供給の円滑化 【事後評価の実施予定時期】平成15年度 (1) やる気と潜在力のある中小企業への資金供給の円滑化 (2) 成長性のある新事業や経営革新に取り組む中小企業への資金供給の円滑化 (3) 債権保全の不確実性のため、民間金融機関から必要な資金を調達できない中小企業に対する融資を増大					
	(1) 資金供給円滑化信用保証協会基金補助金（補助）	継続事業				
	(2) 経営安定関連保証等対策費補助金（補助）	継続事業				
	(3) 信用保証制度分析委託事業（委託）	継続事業				
	(4) 中小企業金融公庫出資金 貸し渋り・貸しはがしを受ける中小企業者に対するセーフティネット対策として中小企業金融公庫が行う貸付に必要な出資金を措置（平成15年度以前から継続して実施） また、上記に加え、中小企業の貸付金利上昇抑制及び上乗せ金利引き下げ、投資家等と金融機関の証券リスクの一部引き受けに必要な出資金を措置（平成16年度から新たに実施） 【16年度予算要求額】1,900,000千円	○意欲と能力のある中小企業が経営破たんに追い込まれるような事態を回避 ○金融機関、投資家との適切なリスク分担を図りつつ、担保・保証人を必要としない資金供給の拡大	○不良債権処理の加速化を理由に貸し渋り、貸しはがしなど、中小企業者への資金繰りは依然厳しい状況にある。 これまでに実施してきた同様の事業により、セーフティネット貸付、経済再生改革対応緊急貸付、D I Pファイナンス、企業再建資金において一定の貸付規模を維持しており、本事業においても一定程度の効果が見込まれる。	推論 比較	○利用実績の検証 ・貸付規模	-
65	官公需確保対策 【事後評価の実施予定時期】平成19年度 中小企業者に対する情報提供事業等の官公需確保対策事業を補助することにより、中小企業者の受注機会の確保を図る。					
	官公需確保対策事業（補助）	継続事業				

整理 番号	政 策 （ 施策及び施策に含まれる手段たる事業 ）	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する 特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
104	工業用水道事業の整備（公共事業） 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に基づき、豊富低廉な工業用水の確保・供給を図ることで、 （１）無秩序、過剰な地下水取水による地盤沈下及び地下水の塩害化等を防止 （２）産業基盤を整備することによって、地域経済を活性化					
	（１）工業用水道事業費補助	継続事業				
	（２）工業用水道事業調査費	継続事業				
105	開発調査協力 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して当該国の政策立案・開発計画策定等のための支援を行い、当該国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎とする。					
	（１）海外開発計画調査事業（委託）	継続事業				
	（２）資源開発協力基礎調査事業（委託）	継続事業				
	（３）共同資源開発基礎調査事業（委託）	整理番号31「非鉄金属の探鉱・開発の促進」（６）再掲				
	（４）先導的貿易投資環境整備実証事業（委託） 現地に精通し豊富な経験・ノウハウを有する民間企業・NPO・大学等の提案に基づき、東アジア各国の実情に基づいた貿易投資環境整備のための先導的な実証事業を実施 【16年度予算要求額】1,500,483千円	○東アジアにおける貿易・投資分野にあって、制度・ルール整備に際しての問題点の洗い出しが行われ、制度・ルールの現場での実行可能性が実証されること（東アジアにおける日本企業の進出促進）	○貿易・投資分野における経済システム・制度の構築を図るためには、要請主義に基づいた政府間ベースの一方的な技術移転や政策提言だけではなく、実際に経済活動を担う民間セクターが主体となった取組が不可欠。東アジアにおける貿易・投資分野の現場においては、経済活動を担う主体である民間企業・NPO・大学等が豊富な経験・ノウハウを有しており、これら民間活力により実証事業を行うことは有効	推論	○企業等に対する聞き取り調査等を行い、以下の指標等を用いて効果を把握 ・本事業の結果を受けて展開された民間事業の件数 ・本事業の結果を受けて問題点が明らかになった制度・ルールの件数	-
106	人材育成協力 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 アジア諸国を中心とした開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取組に係る人材教育を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援					
	（１）アジア生産性向上事業（委託）	継続事業				
	（２）貿易投資円滑化等協力研修事業（委託）	継続事業				
	（３）経済産業人材育成支援研修事業（補助）	継続事業				
	（４）経済産業人材育成支援専門家派遣事業（補助）	継続事業				
	（５）貿易投資円滑化支援事業（委託）	継続事業				
	（６）留学生受入推進等事業（補助）	継続事業				
	（７）アセアン産業構造高度化事業（補助）	継続事業				
107	開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力 【事後評価の実施予定時期】平成16年度 開発途上国に固有な技術開発課題を解消するとともに、我が国研究機関との共同研究を通じて開発途上国の自発的発展に不可欠な研究開発能力の向上を図る。					
	（１）環境技術総合研究協力	継続事業				
	（２）環境対応型工業用水循環利用向上技術に関する研究協力	継続事業				
	（３）製錬所煙灰の無害化金属回収技術に関する研究協力	継続事業				
	（４）提案公募型開発支援研究協力（公募型）	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠			
108	資金協力案件形成施策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 ○途上国における地球環境保全対策等の資金協力プロジェクトについて、我が国の企業等の技術やノウハウを活用してフィージビリティ・スタディ等を実施することにより、我が国の企業等が参画可能な円借款案件の迅速な発掘・形成を推進し、タイド円借款案件をOECDの援助規制強化に対応して確実かつ迅速に実施するとともに、円借款における我が国からの提案能力を高め、対話型援助を推進 ○途上国等において民間主体による経済インフラ整備事業の環境整備を支援するとともに、我が国企業の同事業への積極的な挑戦を後押しする。					
	(1) 地球環境・プラント活性化事業等調査事業 (委託)	継続事業				
	(2) 援助信用商業可能性等調査事業 (委託)	継続事業				
	(3) 開発途上国民活事業環境整備支援事業 (委託)	継続事業				
	(4) 海外インフラ事業促進調査等事業 (委託)	継続事業				
109	通商円滑化 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 ○グローバル化に対応し、国内外にわたる企業活動を円滑化するため、人、モノ、カネ、情報等の経営資源が国境を越えて容易に移動できる環境の整備を目指す。 ○地理的、経済的に我が国との繋がりが深いアジア・環太平洋地域において、経済社会の安定化等に資するため経済関係を一層緊密化させることを目指す。					
	(1) ロシア地域等改革支援・通商円滑化事業費 (補助)	継続事業				
	(2) 中央アジア等産業育成支援事業 (補助)	継続事業				
	(3) 日中経済交流等事業費補助 (補助)	継続事業				
	(4) 交流協会事業 (補助)	継続事業				
	(5) 日・EU産業協力促進事業 (補助)	継続事業				
	(6) 日韓産業技術協力共同事業体拠出金	継続事業				
	(7) 日本アセアンセンター拠出金 (拠出金)	継続事業				
	(8) 日・アセアン経済産業協力拠出金 (拠出金)	継続事業				
	(9) 調査研究・情報提供事業 (補助)	継続事業				
110	貿易振興施策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 【輸出振興】 高い技術や独自のアイデアを持っている事業者による海外市場の開拓に向けた努力を積極的に支援する等、輸出を巡る様々なニーズに則した支援等により、輸出を振興 【輸入円滑化】 消費者等に対する輸入関連情報の提供、地方自治体等による輸入展示商談会等への支援等により輸入を円滑化 【輸出管理】 我が国のイニシアチブにより、アジア地域の政府担当者等に対し、輸出管理に関するセミナー等を行うことにより、アジア各国の輸出管理制度の整備及び管理体制の強化等徹底を促進					
	(1) 中小企業等の輸出支援 (補助)	継続事業 (「通商円滑化」施策から移動)				
	(2 - 1) 地域輸入促進事業 (F A Z)					
	○輸入関連事業者集積促進事業費補助金 (補助)	継続事業				
	○特別償却、特別土地保有税の非課税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置	継続事業				
	(2 - 2) 地域の国際化による地域経済活性化の支援事業 (補助)	継続事業				
	(2 - 3) 製品輸入促進協会事業					
	○展示場運営事業 (補助)	継続事業				
	○情報提供事業 (補助)	継続事業				
	(3) 中小企業海外輸出管理制度整備支援情報提供事業 (補助)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
111	投資振興施策 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 ○対日直接投資を促進するため、行政手続の簡素化・明確化、国境を越えたM & Aの円滑化など事業環境の整備、外国企業誘致活動に対する支援等を行う。 ○国際的な事業展開・事業活動のための環境整備等を進め、我が国企業の国際競争力の向上を支援					
	(1) 先進的対内直接投資推進事業 (委託)	継続事業				
	(2) 三角組織再編に係る課税繰り延べの特例措置の創設 (税制) 企業がグローバルな組織再編成を円滑に実施できるようにするため、産業活力再生特別措置法 (平成11年法律第131号) 上の計画認定を受けて親会社の株式を対価として合併等を行う際に、現行税制における適格組織再編成と同様に課税の繰り延べが適用されるよう特例を設ける。 【16年度減税見込額】1,300百万円	○我が国企業の再生及び競争力の強化	○三角合併等は我が国企業や企業グループの再生に資するものであるが、現行の税制上では時価取引となるため法人や株主は課税され、円滑な組織再編成の障害となりうる。本事業を実施することで、我が国企業等の再生を円滑に進めることができることから有効	推論	○認定事業者が提出する実施状況報告書を通じて計画の進ちょく状況をモニタリング ・適用件数 ・産業活力再生特別措置法の計画認定基準の達成度	-
	(3) 欠損金の繰越期間の特例 (税制)	継続事業				
	(4) 対日アクセス促進融資 (政策金融)	継続事業				
	(5) 我が国中小企業に対する海外の事業活動円滑化支援 (補助)	継続事業				
	(6) 海外投資等損失準備金 (税制)	継続事業				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
112	工業標準の整備 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 人間力の向上・発揮に必要な科学技術の振興に欠かすことの出来ない工業標準の整備を行うため、「標準化戦略」(平成13年8月31日策定)にあげられた 市場適合性及び効率性の確保した標準化の推進、 戦略的な国際標準化活動の推進、 標準化活動と研究開発の一体的な推進に資する事業及び適合性評価制度に係る事業等を実施					
	(1) 工業標準化推進原案作成等調査委託 (委託)	継続事業				
	(2) 国際規格適正化調査委託 (委託)	継続事業				
	(3) 社会基盤創成標準化調査委託 (委託)	継続事業				
	(4) 試験事業者認定事業委託 (委託)	継続事業				
	(5) 基準認証研究開発事業 (委託及び補助)	継続事業				
	(6) 開発成果標準化フォローアップ研究事業 N E D O の研究開発プロジェクトであって終了したものの成果について、国際標準原案作成のためのフォローアップ研究事業を実施する。 【16年度予算要求額】N E D O 交付金の内数	○国際標準化機関への標準原案の作成、提出及び当該標準原案の国際規格としての制定 (国際標準の制定を通じた我が国産業の国際競争力の向上)	○本事業の実施により、標準原案作成のためのフォローアップ研究事業を実施することは、国際標準化機関への標準原案の作成、提出に有効 また、国際標準化に成功した場合、国際間で我が国の技術や商品の流通の円滑化を促進し、国際競争力の強化、民間需要創出効果が期待される。	推論	○N E D O 内に設ける外部者からなる委員会 (予定) が計画及び結果について評価するとともに、日本工業標準調査会の各分野別専門委員会が、計画及び結果について把握・I S O / I E C 等の国際標準原案、もしくは国際標準原案提案につながるJ I S 規格原案、T R 原案として提案可能な標準原案、又は国際的なフォーラム規格提案の作成状況 ・I S O / I E C 等の国際標準原案、もしくはJ I S 規格原案、T R 原案又は国際的なフォーラム原案の作成件数 ・当該国際標準に関連する製品・サービスにおける国際競争力 (シェア、生産性など)	-
	(7) 新発電システム等調査研究 (委託)	継続事業				
	(8) 軽水炉プラント標準化調査 (委託)	継続事業				
	(9) エネルギー使用合理化システム標準化等調査 (委託)	継続事業				
	(10) 国際標準化体制整備等委託 (委託)	継続事業				
	(11) 国際規格共同開発調査委託 (委託)	継続事業				
	(12) アジア太平洋地域標準化体制整備 (委託)	継続事業				
	(13) 国際標準創成国際共同研究開発事業 (補助)	継続事業				
	(14) 汎用電子情報交換環境整備プログラム (委託)	継続事業				

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
			効果の達成見込みの根拠	分類		
113	知的基盤の整備 【事後評価の実施予定時期】平成17年度 ○産業技術政策上の重要性を考慮し、知的基盤整備の重点分野としては 計量標準、 地質情報、 化学物質安全管理、 人間生活・福祉、 生物遺伝資源情報、 材料の 6 分野を設定。それらの分野において、 I T等先端技術、環境保全、高齢化、防災等の課題への対応に必要なものに重点化して整備 ○計量制度の見直しや技術基準の国際整合性を図るとともに我が国の法定計量における技術基準の国際勧告化に向けた調査を行う。					
	(1) 知的基盤創成・利用促進研究開発事業 (補助)	継続事業				
	(2) 計量器校正情報システム技術開発事業 (補助)	継続事業				
	(3) 中小企業知的基盤整備 (委託)	継続事業				
	(4) 石油の合理的利用に資する微生物関連事業 (委託)	継続事業				
	(5) 新エネルギー物質生成微生物開発 (委託)	継続事業				
	(6) 法定計量国際化機関勧告審議調査等委託 (委託)	継続事業				
	(7) 人間特性基盤整備事業 (委託) 急速に社会経済が変化の中で、人間特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の設計・開発が不可欠なことから、人体寸法等の人間特性に関する基盤を整備する。 【16年度予算要求額】150,000千円	○ユニバーサルデザインに象徴される人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発に資すること。	○消費者ニーズやライフスタイルの多様化、少子高齢化、グローバル化等、急速に社会経済が変化の中で、人間特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の設計・開発のためには、人体寸法等の人間特性に関する基盤を整備する本事業は有効	推論	○年度契約時に実施計画書を作成し、年度目標を決定。年度終了時に成果報告書を提出させ、達成度をチェック ・人間特性基盤の利用企業数、利用企業からの評価 ・標準形成への寄与	-

(注) 本表は、経済産業省の「平成16年度予算概算要求等に係る事前評価書」を基に、評価の対象とされた政策(施策、事業等)ごとに、当省が作成した(「平成16年度予算概算要求等に係る事前評価書」において「研究開発政策」と整理されているもの(38の施策とそれらに含まれる約350の事業)及び個々の公共事業についての評価を除く。)。